

第六編

近

代



## 概 説

慶応三年（一八六七）十月、將軍徳川慶喜は<sup>まつゆき</sup>大政を奉還し、慶長八年（一六〇三）、徳川家康が征夷大將軍になって江戸幕府を開いてから二六〇余年で封建の幕を閉じ、明治の新政府が発足した。新政府はまず今までの藩制を解体して、中央官制と行政機構を改めた。

明治四年（一八七一）の廃藩置県により、今までの藩にかわって県を置き、新政府の県知事（県令）を任命し、地方の各村では庄屋など村方三役を廃して、新しく用掛などを任命するなど、政府は新しい体制づくりを急いだ。明治四年に若松・福島・磐前<sup>いわさき</sup>の三県に分かれていたが、わが矢吹の村々は福島と磐前の二県に属した。各県はいくつかの大区・小区にわかれ、それぞれ区会所を置いた。この三県が福島県の一県にまとまったのは明治九年（一八七六）八月からである。

明治九年からはじめられた地租改正は、今までの年貢（米の収穫高による貢租）をやめて土地の地価に税率をかける税制度に改め、これによって地券を交付し、各人の土地所有を確認した。その後「地方税規則」によって国税・府県税・町村税の規則が定められた。

明治十一年、県独自の民会規則をつくって県民会が開かれ、翌年五月には「府県会規則」による福島県会が召集された。また各区・各町村でも区会や村会が開かれている。この「郡区町村編制法」・「府県会規則」・「地方税規則」は、一般に「地方三新法」といわれ、これによって明治政府の中央集権体制の地方行政制度が確立した。明治十二年各村々に設けた戸長役場も、同十六年には十数カ村が合同して戸長役場を設けたが、旧矢吹町に矢吹村外一四カ村戸長役場が設置された。明治二十一年「市制町村制」の公布により、翌年各村々が合併し、矢吹町には中畑村・三神村・矢吹村（柿之内村は広戸村に合併）が誕生し、今までの各村々は大字として残った。これによって地方自治制の原型が成立した。これら旧三村は昭和三十年三月に合併して矢吹町になるまで六六年間、町村民が協力し合って自分達の町や村の発展に努力してきた

わけである。

明治天皇は新政府の成立以来の地方の民情を視察するため全国各地をまわったが、東北巡幸の折、明治九年六月矢吹を通られた。同十四年にも二度目の巡幸があったが、この時安積原野と矢吹が原に目をとめられた。廃藩置県によって各藩士は新政府の役所に勤める者もあったが、大部分の者は職がなくなった。政府はこの土族の救済策の一つとして原野の開墾を奨励し、県では明治十七年（一八八四）、開墾所規則をきめて、安積原野と矢吹が原の大規模な開墾をはじめた。その結果、八幡原に三戸、十軒原に二戸入植した。

明治政府は人民の政府でなければならないのに、政府の要職が薩摩（鹿児島県）・長州（山口県）閥で占められていることに反対し、明治八年八月、石川に河野広中を中心とする政治結社「石陽社」が結成され、続いて福島県内の志士に呼びかけ自由民権運動をはじめた。明治政府は、政府に反対したり都合の悪い人々には、力には力で取りしずめる方針をもっていたが、明治十五年自由党の撲滅の使命を帯びて福島県令になった三島通庸と自由党が対決し、福島事件が起った。結局河野広中をはじめ自由党員が根こそぎ逮捕されて終った。これに恨みをもった青年同士たちは栃木県令になった三島を追ひ、栃木県の同志と手を結んで三島をはじめ高官を襲撃しようとしたが、事前に計画が発覚して隊員が逮捕されてしまった。この加波山事件に矢吹町の若者が参加している。

旧矢吹村は戊辰戦争で村の大半が焼かれ、さらに凶作に見舞われさんざんであった。しかしその後はなんとか立ち直ってきたが、税法が金納になったので、農民は作物を金にかえたり、金の工面に苦労したようである。「殖産興業」という政府の方針にしたがって、県では早くから「農事改良」を奨励して、西洋式農法の移植、養蚕の奨励、稲作・畑作の耕種法の改良、農具の改善、馬耕の普及などを指導したが、これらはごく一部の大農家か篤農家を取り入れた程度で、一般の農家では旧来の農法を改良しようとしなかった。とくに明治三十五年、同三十八年の大凶作では大打撃を受けた。それに加えて日清・日露戦争があり、働き手が戦場に取られていった。政府では「富国強兵」という方針を打ち出し、徴兵制度によって「国民皆兵」を推進し、軍備を強めていった。日清戦争の時は報道機関が少ないので戦争のようすが報道されな

いし、応召兵が多くなく、戦死者も少なかった。しかし日露戦争の時は戦況がくわしく報道され、応召兵も多く、戦死者も少なくなかった。農民は戦争は大変なことだと考えたが、それと同じように毎年の作柄に心をくだき、物の値段にも心をむけ、特に繭の値段には敏感であった。しかし繭の値段は貿易に関係しており、生糸の輸出の好不況による。いつの間にか農産物は商品化され、日本の経済、世界経済の中に商品として組み込まれていたのである。

広大な矢吹が原は明治十三年から御料地に編入され、同二十四年から岩瀬御猟場となり、宮内省の管轄になった。そのため近くの農家では自由に裏山でたき木や下草をとることができなくて、いちいち宮内省に願を出し、許可をもらわなければならぬ（有料）不便さがあつた。その上雉子などに畑を荒されて困つたが、曲りなりにも薪炭材や下草が手に入るし、土地の借料が町村に下附されるという利点もあつた。

矢吹が原に水を引く案は、明治十八年大和久の星吉右衛門が県に申請した。同三十年にも県に提出したが、県にこの大計画をやる技術と資力がなかつたので、この案は取り上げられなかつた。しかし大正十四年十月、岩瀬御猟場が廃止になり、同十五年に国営猟区として再出発し、隣接の各町村でも猟区を設定した。昭和九年御料地（約二、三二五ヘクタール）が福島県に払い下げられたので、県ではただちに矢吹原修練農場を設置し、開墾事務所を新設し（昭和十一年三月）、入植者を迎えて学びながら開墾に従事させた。後入植者は住宅を建て開墾に取り組んだ。一方では矢吹が原の引水計画も国営にするように、関係町村が矢吹原開墾期成同盟会をつくつて県や国に強力に働きかけた結果、昭和十五年国会を通して、その目的を達成した。早速この工事に取つかつたが、第二次世界大戦のため工事は一時中止になり、戦後になって本格的に工事が行われるようになった。

明治二十年七月十六日、矢吹停車場が開業した。汽車の回数は多くなかつたが、旅客や貨物の輸送には画期的な事であつた。物資の運搬は幕末以来馬や荷馬車などのほか阿武隈川の船運によつており、明岡河岸の円谷茂平（のち茂惣平・庄三と三代にわたつて）がその営業を請負つていた。戊辰戦争後新政府に対して通船の再会願を出して許可されたので、資金を調達して川ざらい・改修をして船を通そうとしたが、費用がかかるので思うにまかせず、明治十三年になつてようや

く通船の再開ができるようになった。しかし道路網の整備、定期馬車の発達により、荷物は運送会社を通して運び、汽車が開通してからは汽車を利用するようになった。このためようやく通船の再開を喜んだのもつかのま、間もなく仕事がなくなり廃止されてしまった。

明治になるとまもなく郵便制度がしかれ、明治五年には旧矢吹村に郵便取扱所ができた。後になって郵便のはかに貯金や電信電報を取扱うようになったが、矢吹に電話が開通したのは大正十三年になってからである。また大正の前期、各村々に電灯がつくようになったのも、大きな変わり方であった。それがやがてラジオになり、テレビへと発展し、毎日のニュースがその日のうちに日本国中に伝わるような便利な世の中になるのである。

明治五年の学制発布により、各村に小学校が創設された。はじめは寺子屋の延長のような内容であったが、次第に内容が改善され、義務教育も四年から六年になり、教授用具も教師も充実してきた。しかし各町村費の中に占める教育費の割合が相当に高かったので(教員の俸給が含まれている)、思うようにはいかなかった。大正時代になって欧米の教育法がわが国に入ってくるようになると、つめ込み一点ばりの教育もようやく子ども能力をのばす個性尊重の重要性が考えられるようになったが、それらの教育が実現したのは昭和時代になってからである。しかしまもなく満州事変がおきると、国策遂行の教育になり、軍事色の強い教育にふり回されるようになった。

さて奥州街道筋にある矢吹には古来文人墨客が多く通りがかり、土地の人々の中にはこれらの人々との交流を深めて風雅の道をたのしんでいた人がいたようである。幕末より明治・大正・昭和にかけて俳句・和歌・漢詩をつくる人がかなりおり、中には俳句をつくった遊女の名なども見え、特定の人ばかりでなく一般の人も風流の道に遊んでいた。西洋の文物がわが国に入って来るにつれて、漢詩にかわって自由詩をつくる若い詩人が生まれた。三城目の大滝清雄もその一人である。矢吹の自然風土は文芸の題材の宝庫で、世に紹介する作品も多い。また学校教育の影響でもあろうか、スポーツ愛好者も多く、中畑・三神・矢吹各地区にスポーツも文学も盛んであったことは心強い限りである。

日露戦争の戦争景気も一時的で、明治四十一年から物価が下りはじめ、一時は景気を持ち直したものの再び不況の波が

押し寄せた。大正三年、第一次世界大戦が起ってから景気がよくなり（戦争景気）、大正六年から米価が急にあがり、翌七年、富山県で起った米騒動が全国にひろまり、八月には白河でも騒ぎがあった。大正七年十一月、戦争が終ると再び不況になり、同九年三月には株価が暴落し（戦後恐慌）、物価は大正八年よりぐんぐんあがり、大正の初めの三倍にもなった。国では町村費を応接するため教員の俸給を補助する教育費の国庫負担を大幅に増額したが、税金も高くなったので農民の生活はいっそう苦しくなった。政府は大がかりな消費節約運動を展開した。

大正十二年九月一日の関東大震災は東京・横浜一带を総なめにした。政府はこの復興にインフレ政策を取ったので、一時物価があがって復興景気になったが、まもなく不況へ逆戻りした。昭和二年、金融恐慌（銀行がつぎつぎ休業）となり、農家にはさして影響はなかったが、同四年十月の世界恐慌には大打撃を受けた。昭和五年から農産物の価格が急げ下し、一般物価よりはるかに低くなった。おまけに大凶作で農家の不況にいっそう追い打ちをかけた。農村不況は長く続き、不況の谷間をぬけ出たのは昭和十一年頃になってからである。

政府はこのような不況を打開する一つの政策として、眼を隣りの大陸に向けた。昭和六年九月満州事変が起り、翌七年三月、満州国が発足すると、国は農業移民政策をかかげ、農村の二、三男を満州に送り込んだ。対外関係はその後上海事変から日中戦争になり、政府の政策は軍国主義に傾いていった。昭和十三年、国家総動員法の公布、生活必需品の配給がはじまり、カーキ色の国民服など、国民生活はすべて戦争につながる状態になった。

大正十五年に設立した青年訓練所は実業補習学校と統合して、昭和十年に青年学校となって軍事訓練を重視し、小学校は昭和十六年四月から国民学校と改称し、軍国調の教科書になった。太平洋戦争（第二次世界大戦）が起ると、高学年の生徒は食糧増産にかり出され、「ほしがりません、勝つまでは」とばかり、食べ物や日用品の不足をがまんして国策に協力した。

矢吹が原は昭和のはじめより飛行場として使用されていたが、昭和十二年七月から熊谷飛行学校で使用するようになり、戦争がはげしくなると学徒動員の大学生の特別攻撃隊員の訓練基地となった。敵機が毎日のように本土へ飛んでくる

ようになると、空襲警報が発令されるたびに防空壕にはいり込む生活を続けた。昭和二十年四月の郡山大空襲に続いて敵のグラマン機が矢吹を襲い、七月には敵機のために矢吹の飛行場が大打撃を受けるなど、矢吹の人々は戦争を身近に感じていた。

昭和二十年八月十五日、戦争は終わった。人々は戦争に負けたくやしさと、これからの日本はどうなるかと心配しながらも、灯火管制がなくなり、しばらくぶりで明るい夜を迎えてホッとした。

(石井 亘)

## 第一章 明治期の矢吹

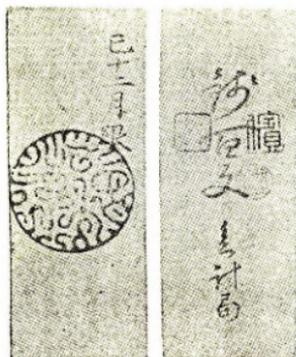
### 一 明治維新と行政の変遷

#### (一) 廃藩置県

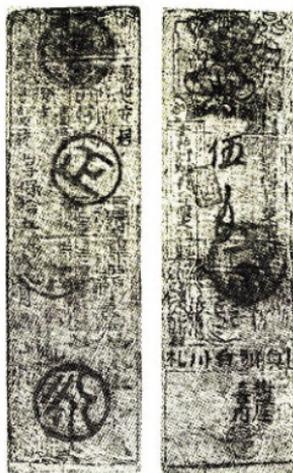
#### 明治新政府

「戊辰戦争の終結は、凡ゆる意味で明治政権の転換期となった」(遠山茂樹『明治維新』)といわれる。慶応三年(一八六七)十二月九日、王政復古の宣言によって、明治政府が樹立された。この新政権は、公武合派の雄藩藩主の連合政権であったが、実権は倒幕派の公家と武士によって握られていた。倒幕派は、「御基礎の相立候事戦争より良法は御座なき」(『木戸孝允』(『文書』巻三))と、幕府権力を解体するためには武力討伐しないと考えていた。

徳川慶喜追討と幕府派諸藩鎮圧のため、慶応四年(一八六八)一月三日の鳥羽伏見にはじまった「戊辰戦争」は、明治二年(一八六九)五月十八日の箱館五稜廓の陥落に至るまで、全国的な規模で展開した。とくに、慶応四年四月から明治元年(慶応四年九月八日改元)九月の奥羽・北越地方の戦闘は、最も激烈であった(第五編近世第三章五『戊辰戦争と矢吹参照』)。



奥州棚倉藩銭百文札  
(小川吉儀蔵)



奥州白川藩  
享保15年発行  
銀札五匁 (小川吉儀蔵)

明治新政府は、これまで倒幕の直接の力となった各藩の下級武士、また草莽の臣といわれる地方の郷土や農兵を、いかに統制するかに重大な関心を持たなければならなかった。この政治的危機を突破するため、五ヶ条の「御誓文」でうちたてた「公議輿論」政治を看板とし、実際には権力の統一をはかり独断専行の政治体制をとろうとした。明治元年十月（奥羽・北越平定の翌月）「藩治職制」を制定して、幕藩体制の解体にその第一歩をすすめた。

その内容は、(1)旧来の家老制度に代る新たな執政、参政の任用によって門閥を打破し、(2)藩の行政と藩主の家政を分離し、(3)各藩を代表して中央政府の貢土対策所に出仕する公議人制度をつくる、の三点である(維新史料編纂会『幕藩体制の解体』)。

### 版 籍 奉 還

明治二年（一八六九）正月、薩摩・長州・土佐・肥前の四藩主が「版籍奉還」を建白した。これは大久保利通・木戸孝允・板垣退助らの各藩出身の官僚によって進められたものであり、「中央政府は弱かったが

諸藩はそれ以上に疲弊しており」「この時こそ版籍奉還建議発表の好機会」(服部之總『明治維新の革命及び反革命』)という情勢を彼らが的確につかんでいたといえよう。また奉還の理論づけとして「王土王民的名分論」を強調した。四藩の建白上奏は各藩に影響し、各藩とも先を争って奉還を建白した。この建白の背景には、幕藩体制下では將軍の代わりごとに所領を一人返還し、あらためて新將軍への忠誠を誓い領地の給付をうける伝統があったが、今回は幕府がたおれ將軍が天皇にかわったので、天皇から領地を再確認されるつもりで奉還を建白したのであった。事実土地・人民の奉還は名目だけで、旧藩主があらため

藩知事に任命された。同年六月までに二三六藩が自ら版籍を奉還し、命ぜられて奉還したのは一四藩であった。

また、当時各藩の財政は戊辰戦争により極度に窮乏し、物価の高騰（高騰）と重なって負債に苦しんでいた。藩札と藩債の合計が藩の実収入を上まわって赤字財政藩が多く、藩札額の判明する一四四藩中一三四藩が負債をもっていた。これらの藩は版籍奉還により負債を中央政府に肩代りしてもらうほか方策がなかった事情もあった。

とにかく、版籍奉還によって、新政府が全国の土地人民を直接支配する、中央集権体制への第一歩がふみだされたことになった。

明治二年正月二十五日、政府は藩知事に対し諸事改革を命じた。その要点は、

(1) 藩内の複雑な家格の廃止、一門以下階層制を廃し一様に士族、卒族とする。(2) 実収石高の内、藩知事の家禄・軍事費・藩政費の割合を定める。(3) 藩治職制・財政経済・軍事などの実情を政府に報告させる。(4) 藩士の禄制改革。

などである。また同年七月八日に従来（従来）の官職をあらためて王制復古的職制を強め、大宝令以来の官名を復活させ、天皇制による中央専制支配を強化し、倒幕の主力であった薩長などの出身者が要職を独占し藩閥政治の素地をつくることになる。

版籍奉還・藩制の改革・中央官制および官僚機構の樹立につぐ新政府の施策は、廃藩置県に進展する。このことにより中央集権体制が確立した。

## 廃藩置県

その準備として、新政府は中央政府直属の軍隊の創設を策した。明治四年（一八七一）二月、薩・長・土の三藩の常備兵を徴して東京に集中し、御親兵一万人を整え、薩摩軍の指導者西郷隆盛を参議に任じて統率させた。また六月には官職の大更迭（大更迭）をおこなって公卿諸侯を排除し、西郷・木戸・板垣・大隈などの諸士が参議として名をつらねて決意のほどを示し、七月十四日天皇は藩知事を召集して電光石火、強圧的に廃藩置県を命じた。すでにこの頃までに旧藩主の意志にかわりなく、天皇および中央政府官僚が処置できるまでに成長していた。

この結果、藩は廃止され、新たに二六一県が設置され、政府直轄の県と合せて三府三〇二県となった。さらに藩知事を免じて東京に移住を命じ、政府より任命した官僚としての府県知事を各府県に送った。（十月府県官制の知事・権知事、

十一月県治条例で県令・権令と改称)

また、諸藩の常備兵を一カ小隊として残り了解散させ全国の城郭・武器を兵部省に移管し、藩債処分をおこない、次々に近代国家の機構をとり入れ、中央集権的国家形態が整えられていった。

(二) 明治初年の矢吹

民政取締所

慶応三年(一八六七)ころの矢吹の村々は、白河藩領(阿部正静領地)と旗本松平信濃守巨摩之助采地(中畑陣屋)、および幕府領(塙代官所)に分割統治されていた。

白河藩領の村々は、柿之内村・松倉村・七軒新田村・三城目村・三城目新田村・明岡村・明岡新田村・矢吹村・矢吹新田村・中畑新田村・十軒新田村の各村である。

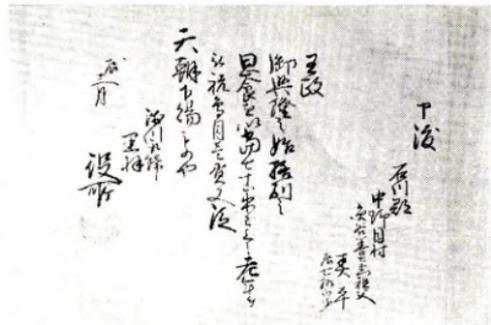
旗本領は中畑村・堤村の二村で、幕府領は、塙代官所の塙役所支配下に大和久村・須乗村・須乗新田村、同代官所浅川陣屋支配下に大畑村・神田村・中野目村の三村があった。

これらの村々は、戊辰戦争の推移の中で支配が二転三転し、地域の人々は混乱する。

白河藩は、慶応二年(一八六六)六月十九日藩主阿部正静が棚倉へ、同時に棚倉藩主の松平万太郎康英(前旗本(中畑陣屋)のち外国奉行)が白河へ国替を命ぜられた。突然の国替に正静は延期を願い出たが入れられず、十月二十七日棚倉の松平康英は白河への国替不能となり武蔵川越に変更され、白河の領地は幕府へ差出すように命じられて幕府直轄領となり、小名浜代官所の支配下に入った。

慶応三年八月二十八日、白河城は幕府に引渡され、二本松藩(丹羽長国)が城番となり番兵を送った。その後(慶応四年二月五日)阿部正静の白河再封があったが、沙汰止みとなっている。

慶応三年十二月九日王政復古により新政府が成立するが、続いて戊辰の戦いとなり、新政府は旧幕府領地を政府直轄地とし、奥羽地方のそれを慶応四年三月二十六日仙台藩へ預け取締りを命じた。四月十五日塙代官所は仙台藩に引渡されて



下野国黒羽藩浅川取締役所の文書  
(中野目 円谷善人蔵)



磐城平民政局回達  
(中町 円谷重夫蔵)

いる(『福島県史』8)。  
し(『二〇三頁』)。

しかし仙台藩取締は、仙台藩が奥羽越列藩同盟に参加したこともあって実際には行政がおこなわれなかつたらしく、小名浜代官所支配、二本松藩預けとなっていた旧

白河領は下野国佐久山藩民政取締

所の管轄となり、白河玄仙小路常盤彦市宅に役所を設け、同藩より高橋宇兵衛が取締官の任についた(『白河市史』)。旗本領中畑陣屋領も同様に扱われた(『中畑小学校沿革』)。また、陸奥塙代官所支配下にあった旧幕府領は下野国黒羽藩民政取締所の管轄となった(七月七日)。慶応四年五月一日白河城の落城をはじめとして、明治元年九月二十二日(慶応四年九月八日明治と改元)会津藩の降伏により県内の戊辰戦争

は終結するが、この間、政府直轄領(旧幕府領)の支配が混乱したので、同年八月八日政府は岩男助之丞・山本一郎を民政取締に任命し、磐城平へ派遣して磐城平民政裁判出張所(磐城平民政局・二年一月設置の民政局とは別の機関)を設置し、民政と徴税に当たらせた。次に同年九月の磐城平民政局の回達を掲げたが、これは元白河領の村々に出されたものである。

今般磐城平民政局御取立万事取扱候旨、兼而申達置候儀ニ付心得居候義と者被存附而者、夫々斤書を以致布告候処、猶酒造株水車諸問屋株質魚漁浜漁師諸出産物を始諸株願濟之上是迄稼米候分不残委細ニ取調、来ル二十日限り右鑑札持参、当局江可相達候、此触書早々順立、從留可相返もの也、

辰九月八日

磐城平

民政局

元白川領

追而申達候組合村々老村限不洩様相達可申、此触書刻付を以早に順達可致者也、

再応申達候、是迄旧主元代官より支配致来り山林之ケ所畝数立込之木柄等茂委細取調、是又可差出事、

一当年七拾七歳以上同八拾八歳以上同百歳以上之老人右者貴賤男女ニ不抱、迅速当局江可相達事、

一勝れて孝心深き者、

一勝れて一家親族睦敷者、

一勝れて農業并諸職心掛厚キ者、

右者貧富貴賤自他親疎ニ不抱、おほやけに取調当局以可達事、

一鰥寡孤独廢疾等之者ハ可憫者ニ候得者、其等ニ応し夫々僉儀之積茂有之候条、早々取調当局江可相達候事、

辰

九月八日

磐城平

民政局

元白川領

村々

割頭

割元 中

名主

割元  
割頭 中  
名主

追而申達候、組合村々老村限不洩様可相達候、此触書早々順達、留村より民政局江可相返もの也、  
右御触書之趣拜見承知奉畏候、依之御請仰形仕刻付ヲ以村々江順達仕候、以上、

辰九月十八日

白川町

取締役

大塚左太郎

庄屋

孫十郎

右御触書之趣承知奉畏候、依之御請印形仕候以上、

右御触書之趣承知奉畏候、依而御請印形仕候以上、

右御触書之趣承知奉畏候、依之御請印形仕候以上、

右御触書之趣承知奉畏候、依之御請印形仕候以上、

右御触書之趣承知奉畏候、依之御請印形仕候以上、

右御触書之御承知奉畏御請印形仕候、以上、

右御触之趣承知奉畏候、依之御請印形仕候以上、

大村組頭

定 八<sup>㊦</sup>

久田野村庄屋

太 郎<sup>㊦</sup>

本沼村庄屋

伴 十 郎<sup>㊦</sup>

同後見

藤 助<sup>㊦</sup>

泉崎村庄屋

勘 之 一 返<sup>㊦</sup>

次郎右衛門<sup>㊦</sup>

北平山村庄屋

孫左衛門

北平山新田村

伝 之 助<sup>㊦</sup>

松倉村庄屋

七之右衛門<sup>㊦</sup>

松崎村庄屋

秀 次 郎<sup>㊦</sup>

第一章 明治期の矢吹

第1表 奥羽民政取締県（二年一月〜八月）

民政取締県名	権知県事	管轄高	管轄地
黒羽藩民政取締三戸県	村上 一学	四・五万石	北郡三戸郡二戸郡
松代藩民政取締盛岡県	小幡 内膳		鹿角郡岩手郡九戸郡閉伊郡紫波郡稗貫郡江刺郡気仙郡
松本藩民政取締花巻県	西郷庄右衛門	一五〇万石	紫波郡稗貫郡和賀郡閉伊郡江刺郡気仙郡
前橋藩民政取締伊沢県	久永 真理	九・七万石	胆沢郡磐井郡
高崎藩民政取締桃生県	大野 千楨	二・〇万石	本吉郡桃生郡牡鹿郡
土浦藩民政取締涌谷県	奥田 図書	二・八万石	志田郡遠田郡登米郡
宇都宮藩民政取締栗原県	大羽 循之進	一三・五万石	栗原郡
秋田藩民政取締羽前県	和田 安房		仙北郡河辺郡由利郡鮎海郡
秋田藩民政取締羽後県	佐竹 大和		田川郡最上郡村山郡置賜郡
新発田藩民政取締羽後県	溝口 半兵衛		田川郡最上郡村山郡置賜郡
新庄藩民政取締河沼県	竹内 直記	九・五万石	河沼郡大沼郡
館林藩民政取締耶麻県		一三・三万石	耶麻郡
中村藩民政取締桑折県	志賀三左衛門	一六・六万石	安達郡信夫郡伊達郡宇多郡
笠間藩民政取締磐城平県	加茂 卓見	九・九万石	安積郡岩瀬郡田村郡磐前郡
三春藩民政取締四倉県	渡会助右衛門	四・九万石	檜葉郡菊多郡磐前郡
守山藩民政取締白河県	三浦 多門	八・五万石	白河郡石川郡

公文録、太政類典などより作成。県役人が派遣されながら県開設ができず、羽前県羽後県に代って酒田民政局が置かれ、また大沼県耶麻県に代って若松民政局が置かれた。（佐藤公彦氏調）

奥羽越列藩同盟に結集した諸藩は新政府軍に激しく抵抗したが、十月十日の南部藩を最後に降伏した。新政府はこれらの諸藩の領地を一時的に占領没収して、十二月七日に藩主の永預、謹慎、隠居、領地の転封・減封や没収などの処罰処分をおこない、没収した奥羽諸藩の領地は政府直轄領に組み込み、奥羽民政取締県を設置して本格的支配体制となった。

奥羽民政取締県は一六の新政府側の諸藩によって管轄支配されることになり、白河郡・石川郡の村々は守山藩民政取締白河県管轄となった。実際に行政を行うのは、明治二年二月十五日白河の中町大森忠之助宅に役所を開設しているのが、この頃であろうか（史一白河市）。これが白河民政取締所・白河県役所・守山藩出張白河民政取締所などと呼ばれている。

二月二十三日白河民政局が設けられ、平民政局より官員が派遣された。白河・石川・安積・岩瀬の各郡を管轄したが、この時期の行政は計画性と統一性を欠き、混沌として、ただ新政府よりの布告・告諭を人民に到達する機能しかはたさず、地方じかた三役（庄屋、組頭、長百姓）の体制がそのまま残り、人民支配の方法は継承された。したがって人民にとっては御役所の名称が変更された位にしかうつらず、文書の宛名などもさまざまに使用されている。六月版籍奉還（土地と人民を天皇に返還）が行われ、八月白河県が成立して民政局統治は廃止された。

## 白 河 県

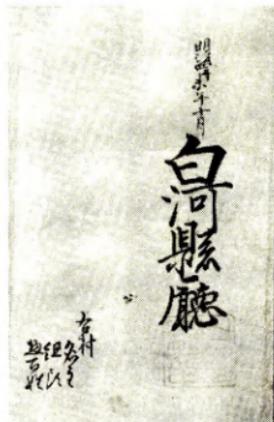
明治二年（一八六九）七月二十日、政府は福島県・酒田県・桃生県と八月七日に白河県・白石県・登米県・江刺県・九戸県を設置して、各県知事を任命したが、県開設にはいたらなかった。政府は奥羽民政取締県Ⅱ民政局を廃止して、直接に地方官を派遣する直轄県を設置をはかった。八月十八日再度、県を設置を布告した。若松・白河・福島・白石・石巻・登米・酒田・胆沢・江刺・九戸の一〇県である。

このことは新政府が近代国家建設のための行政機構の整備を意味するものであり、中央集権制確立の第一歩を踏み出したことになる。これから明治四年（一八七一）まで府県藩三治の制と称される（政府直轄の府県と従来藩を併存する）時期になる。

白河県は、磐城国（磐前郡・磐城郡・楡葉郡・菊多郡・白河郡・田村郡・石川郡）と岩代国（安積郡・岩瀬郡）の九郡



白河県庁庶務局文書（中野目 円谷善人蔵）



白河県庁印  
（中野目 円谷善人蔵）

を管轄し、三五四村を四一組に分けた（「西白河郡」誌三三六）村。当初白河本町常盤彦四郎宅へ仮庁舎をつくり開庁し、九月十一日白河城内に新築した庁舎に移転した。

当初の白河県庁の組織は、須賀川橋本伝右衛門の「老のくり言」によれば、つぎの通りである。

知県事 清岡啓助（公張）（土佐藩）  
大参事 藤井幸之進（芸州藩）

少参事 平川和太郎

木村喜太郎

大 属 田村 義雄

権大属 山懸 嘉門

吉田精一郎

少 属 岩田 量平

高島 善平

木村 彦六

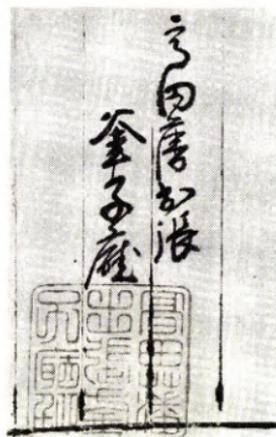
鈴木角之助

ほかに、権小属・吏生・准吏生・附属・准吏丁などの役人がいた。

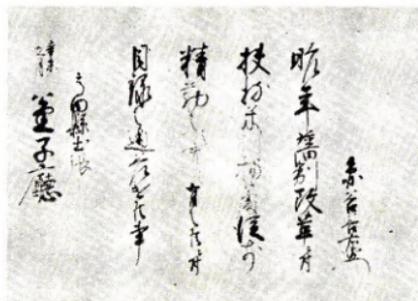
白河県の行政機構は、勸業局（生産・開拓・救荒）、庶務局（社寺・駅通・応接・

記録）、会計局（書納度・養老）、監察局（刑法・賞典・巡察）、租税局（地方貢納・戸籍

人別・土地・山林）に編成され、各村組内の村役人（従来の地方三役）が民治に当た



高田藩出張釜子庁印  
(県歴史資料館蔵)



高田県出張釜子庁文書 (中野目 円谷善人蔵)

った。当初は各県ともそれぞれ独自性をも

ち、その機構や行政が雄藩藩士の中から任命された地方官の自由な裁量にまかせられていた。しかし、政府は二年二月「府県施政順序」、同年七月「府県奉職規則」を制定して、各県の行政機構を整備し画一化をはかろうとした。さらに、各要所に支庁を

設けその事務を分担したが、白河県では一時須賀川県のおかれた須賀川に支庁を設置し(明治三年五月)、『矢吹町史』3巻、岩瀬・田村、安積の三郡を所管した。この頃、白河県の須賀川誘致の動きもあったようである(『須賀川市史』四・一三頁)。

新政府は旧藩の石高を全国に調査させているが、二年九月の白河県よりの報告は、石高合計二二万八、七一六石となっており、矢吹の村々の石高は第2表の通りである。

磐 前 県

現在の福島県域には白河・福島・若松の諸県と本領・飛領を含めて二一の藩領があった(本藩九・飛領二二)。政府は中央集権の行政を求め

たが、なお領有権が温存され領主制的な支配が継承されていた。諸藩の財政危機は深まり、農民が増大した。その中で統一国家を急速に樹立しようとするの士族の新政に対する不気運が高ま

り(前述)、明治四年七月廃藩置県が断行された。

第2表 旧石高調

旧村名	明治元年 取調旧高
大和久村	六三・七五
須乗村	二六三・〇六一
須乘新田	二二五・七〇
拾軒新田	六・四九五
七軒新田	五三・五五七
松倉村	五六・七四
三城目村	一五七・八七
三城目新田	八・五〇
矢吹村	四七・二七
矢吹新田	八五・八三
中畑村	三三四・八五
中畑新田	三九・三三
大畑村	三三・四四
堤村	二七五・七五
神田村	四三・四六
中野目村	三〇・四四
明岡村	一八・五九
明岡新田	一九・三九
柿ノ内村	八三・三三

(旧高田領取調帳東北編「技粋」)



印前郡署  
(中野目 円谷善人蔵)

廃藩置県によって既存の三県に加えて本藩から七県、飛領の分県として一〇分県が成立した。その後、分県の整理統合が急速に進められ、十一月二日、現在の福島県は若松県・二本松県・平泉の三県に統合された。

白河県は廃止され、二本松県に含まれることになり、信夫郡・伊達郡・安達郡・安積郡・岩瀬郡・白河郡の六郡五〇五カ村、総石高四六万五、一六五石七斗四升四勺六才、県令清岡岱助（公張・元白河県権知事）とした。しかし二本松は県庁が手狭であるとして、改めて福島に新県を置くこととし、同月十四日に「二本松県を福島県と改められ候事」と公布され、二本松県はそのまま福島県となった。

一方平泉は、同月二十八日磐前県と改称されて管轄町村も整理され、福島・若松・磐前の三県として翌五年二月ころまでにはそれぞれ開庁した。（白河県の移庁は二月二十三日）。

元白河県の矢吹の村々は、二県に分断されることになる。白河郡の大和久・須乗・須乗新田・松倉・十軒新田・七軒新田・三城目・三城目新田、岩瀬郡柿之内の各村は福島県管轄で、石川郡の明岡・明岡新田・矢吹・矢吹新田・中畑新田・堤・大畑・神田・中野目の村々は磐前県下となった。

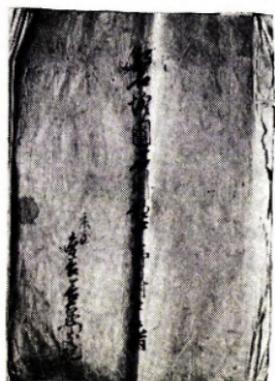
その後、地方末端の行政機構の整備が進められ、明治九年（一八七六）八月二十一日三県が合併して福島県（現在の県域）が形成される。

(三) 郡村制と矢吹の村々

壬申戸籍と区制

明治維新後の各町村の組織は、旧幕藩時代のまましばらくは温存される。すなわち庄屋（名主）・検断・組

頭・長百姓などを頂点とする五人組制度を踏襲して各村ごとのまとまりとし、租税賦課徴収・政令布達・人別調・勸農土木・窮民扶助・風俗取締などをこなした。



戸籍村目野中  
 (蔵人善谷村野中)

体制を再編統一したものであった。

明治四年（一八七二）政府は地方の末端までその支配を強化するため、個々の「家」を直接行政の支配対象とすることを企図し、さらに地方制度を画一化しようとした。

廃藩置県を目前にした四年四月四日、政府は全国に戸籍法を公布した。この法によって、従来四年ごとに調製されていた「人別改帳」（幕領・藩領の人民がおのおの在所の寺院の檀那であることが証明された帳簿）の形式が改められ、翌五年二月から実施された。これがわが国最初の全国的な戸籍で、明治五年が壬申の年に当たるところから壬申戸籍とよんでいる。

この戸籍から人民に名字がつけられるようになり、従来妻の名は記入されず〇〇女房などとなっていたが氏名が記入され、生年月日・族称（士族・平民の別）・犯罪歴・住所番地など詳記された。政府は正確を期するため明治四年に本籍調書をつくらせ（辛未調書）、翌年に戸籍簿を調製させている。

この時、戸籍を取り扱う戸籍区が設けられ、戸籍区に戸長・副戸長を置くことが全国的に制度化された。戸籍区は戸籍を取り扱うために設定されたものであったが、各県の対応はまちまちで、従来の行政区画と戸籍区画を同一化させたり、全く別組織のため混乱が生じたりしたので、政府は明治五年四月に戸籍法による区を廃止した。しかしすでに各県では、

明治三年（一八七〇）十二月、福島県（府県藩三治時代の福島県）では「福島県郡村規則」を制定しているが、内容は郡村の役人の呼称をかえ、五人組の長を伍長、村民の名代として伍長の内から入札で二、三人を選んで百姓代、村ごとに良人物を公選し村長とし、村高五〇〇石以上の村には伍長の内より良人物二、三人を公選して副村長を置き、村長をたすける。また郡内（幕藩時代の郡）を組分けして数カ村ごとに郡長を官選するといふもので、その任務などは従来と同じであり、基本的には旧幕時代の支配



九十三ヶ村 石川郡

小八区

八拾三ヶ村

白川郡

一以来諸願何届等差出方之儀、左之通相心得可申事、

本 庁 第一大区

第二大区村町

中村出張所へ 第三大区村町

三春出張所へ 第四大区村町

棚倉出張所へ 第五大区村町

一本県三出張所左之通相唱可申事

中村ハ 第三大区出張所

三春ハ 第四大区出張所

棚倉ハ 第五大区出張所

一貫風ハ旧県之称呼ヲ廃シ左之通

但出張所江差出候分者

磐前県

御 中

一諸願何届等認方、出張所江差出候分ニテモ左之通、

磐前県貫風土族

第何大区小何区

何村 苗字名

第何大区小何区

何村 苗字名

商農町 苗字名

磐前県

御役所

一 今般新ニ当県ヲ被置候ニ付而者、是迄旧県之任来ヲ以テ取扱候、事件追々改正管内一般之引直候廉ニ可有之候条、此旨相心得小前末々迄厚ク論置可申事、

一 御布令並諸達等小前之者ニ触漏ニ相成候而者不容易事ニ付、役人共より為説聞候上尚亦其訳柄相分り候様精々申聞、銘々印形可取置候間、尤文意解シ難キ節者本庁又ハ出張所へ罷出、幾度も可相伺候、若等閑ニ致し御趣意不相貫有之者、其村長之落度たるへく条、此旨屹度相心得可申事、

一 貫属之面々私用ニ而管轄外ニ罷越候節ハ各区戸長へ伺書差出可申、管内ニ而も三日以上ニ候ハハ届書可差出、平民ハ従前之通相心得可申事、

一 三出張所へ可差出公事訴訟等之様同所官員出張候迄、可成丈村長ニ而申論事情、置分ハ本庁へ可訟出、尤不筋之様候而取揚候間小前末々迄心得違無之様、精々可申付置候事、

一 官員回村及ヒ捕込巡村之節、賄料之者一度ニ付永四拾文つゝ可請取之、尤其処有合之品ヲ似一汁或ハ一葉之内指出前段、一切不相成候事、

但本文之趣等閑ニ心得、然旧習ニ之候扱方イタシ、右入用ヲ村掛ニ而取立候様之有之ハ、屹度可及沙汰候事、

一 村長初村役人共御用向ニ而往返之節雑用之内、自費ヲ以仕込可申分、村掛等申付候、決而不成万一咎可申付候条、仮令小前之者タリトモ不正之儀及候ハバ、速ニ可訟出候事、

一 士族平民ニ至ル迄、諸願窺届、其外惣テ申立有之節ハ朝五ツ半時より夕八ツ時限り可申出候事、

但差掛リ候事 ハ無限

壬申三月

右之通申渡候条、堅ク可相守候也、

磐前県庁

(中野目内谷  
善人家蔵)

これによると石川郡内の九三カ村と白川郡の八三カ村(のちに東白川郡となる)は第五大区となる。このほか盗難、失火、捨物収拾、質物・盗物買取、犯人移送、変死、賭博などに関しての注意なども達している。

明治五年四月九日、政府は新たに太政官布告第一一七号によって、旧来の町村の名主・庄屋・肝煎等の村役名を廃止し

て戸長・副戸長と改称することを布告し、官選の準官吏として地位・権限を規定するとともに給料なども規制した。旧町村を行政の末端組織としてそのまま温存する意図であったが、すでに前述の通り各県は区制をしき、従来郷村制を否定する方向に動いていた。

大政官布告第一一七号（抜粋）

第百十七条（府県）

一、庄屋、名主、年寄等都て相廃止し戸長、副戸長と改称し、是迄取扱来候事務は勿論、土地人民に關係の事件は一切取扱候様可致事、

一、大庄屋と称し候類も相廃候事、

一、戸長、副戸長、給料並諸人用は従前庄屋、名主、年寄等の振合に相心得、官員、神官、華士族僧尼等は毎戸或は小間割等に割合可申事、但し戸籍法施行に付いては事務繁劇にも可有之候に付、従前の給料区々の場所も可有之候間、篤と調査の上不相当にも無之候はば、二割迄増させ候儀は地方の見込に任せ不苦候事、

一、村町の外、城郭内外又は陣屋地等にして、華士族多分住居の地は右の内にて戸長副戸長を申付け、土地の広狭、人家の多寡等粗々比較し村町戸長、副戸長の給料を支給可致、尤も右給料は其の区内官員、神官、華士族、僧尼、農工商の無差別毎戸或は小間割等に割合可申事、但し諸人用の儀も本文に準じ可申候事、

右之通に候条、速かに改正可致事、

壬申四月九日

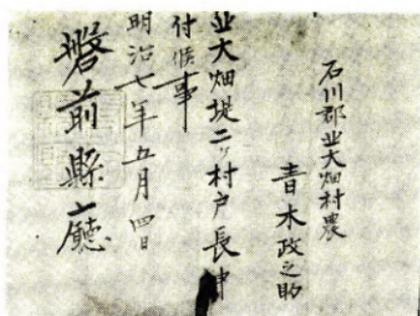
太政官

## 大区・小区制

明治四年四月の戸籍法による戸籍区に端を發した区制は、廃藩置県を断行（四年七月十四日）した政府によって地方制度の全国的統一をはかったものである。

大区・小区制は、幕藩時代の郷村制を廃し、新たな国政事務を分担する地方行政単位を設定し、官選の役人（区长・戸長）によって直接的な支配を確保しようとする点にあった。しかし実際には旧来の郷村組織を無視することはできず、旧町村を単位とし、旧町村の「村役人」を任命せざるをえなかった。

大小区制は県単位で施行されたので、それぞれ役名が異なったり、たびたび改正されているが、県内を大区に分け、そ



戸長辞令 (大畑 音木政義藏)

れをさらに小区に区域化し、大区には大区長(区長・総区長)、小区には小区長(区長・副区長・戸長)をおき、その下に旧来の町村ごとに用掛(副戸長・戸長・什長・伍長)をおいた。

福島県(三県時代)は県内を六大区(郡単位)に分け、三九小区数五〇五カ村となり、磐前県は五大区、八〇小区村数八二六カ村となって大小区制が発効した。矢吹の村々は次の大小区に属することとなった。

○福島県第五大区 (区会所須賀川)

小五区 岩瀬郡柿之内村

○福島県第六大区 (区会所白河)

小一区 白河郡三城目村・三城目新田村・須乗村・須乘新田村・

小二区 白河郡松倉村・七軒新田村

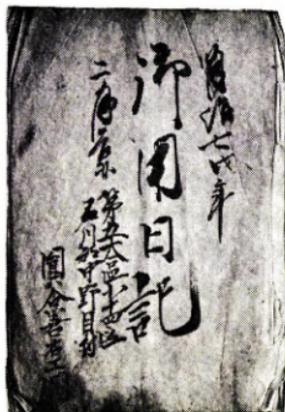
○磐前県第五大区 (区会所石川)

小一四区 石川郡中畑村・中畑新田村・矢吹村・矢吹新田村・大畑村・堤村・

中野目村・神田村・明岡村・明岡新田村

明治六年二月、磐前県では正副戸長と伍長の規則と職掌をきめ、達を出している。一四項目にわたる職掌をあげ、戸籍・公租調達・産業土木にいたるまで村治全般を指示し、さらに注意すべき事などから事務に関する規則である(『矢吹町資料編Ⅱ』51-56)。こうして大区に区長、小区に正・副戸長、各村に伍長(数カ村兼帯することあり)をおいた(『矢吹町史』3巻資料)。

この区画はその後いくらか変遷があり、福島県(三県時代)では明治六年十二月十七日付で郡村制度の改正を願い出た。それは大小区制の戸長・副戸長・伍長が幕藩時代の村役によって占められ、旧態のままであることと、薄給では重責が



明治7年御用日記  
(中野目 円谷善人蔵)

はたせないので(戸長六円副戸長三円伍長一円で民費より支給)区画を改正し、役人を精選して勉励するため、大小区制を廃止して、区会所制に改正するというものであった。

福島県は政府の認可を得て、六年十二月区会所職制をきめ、翌七年一月二十日に区画を改正した(『矢吹町史』3巻 資料編II 51-19, 20頁)。

これによって、県下を一五の区に分け区会所を設置し、大小区制の職制を廃止し、区会所に区長(準区长)一名、数カ村ごとに戸長、各村ごとに用掛一名、一〇戸ごとに什長をおいた。また区会所ごとに区

会所会議を開き、会議は春秋二度開いて、冠婚葬祭・勸農土木・風俗取締など協議することにした(『矢吹町史』3巻 資料編II 51-22)。

第一区(須賀川区会所)

岩瀬郡柿之内村

第三区(小田川区会所)

白河郡大和久村・三城目村・三城目新田村・須乗村・須乗新田村・松倉村・七軒新田村

磐前県では七年十月に区画の変更をおこない、前記小十四区の村々は第五大区小十区(石川会所)となっている(明治七年一月第一八区第七小区編入の記述あり)。

『西白河郡誌』には、

矢吹区会所

明治八年(一八七五)十一月十八日、旧福島県岩瀬郡のうち阿武隈川の東部一四カ村が磐前県石川郡に編入され、磐前県石川郡のうち阿武隈川西部の村々が白河郡と岩瀬郡に編入されることになった。

磐前県に属していた矢吹の村々は、福島県管轄となり白河郡となった。

同年十二月十八日、県下一五区の区画を一〇区に改正し、十二月二十四日区会所を新たに設け、その村々を発令した

〔『矢吹町史』<sup>3</sup>巻二七〕  
〔料編Ⅱ5―二六、二七〕

これによって福島県は一〇区五〇四カ村となり、矢吹の村々は第九区に属することになり、区会所が矢吹に設けられ、区長は高松嘉積である。この区制は明治十二年（一八七九）「地方三新法」の実施まで続く。

第九区会所 矢吹管轄の村々は次のとおりである。（五五カ村）

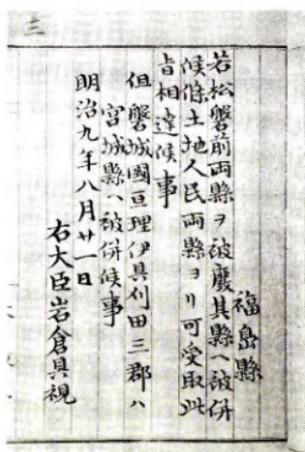
白河郡 矢吹・矢吹新田・中畑・中畑新田・大畑・堤・神田・松崎・中ノ目・明岡・明岡新田・小田川・太田川・踏瀬・踏瀬新田・大和久・上新城・中新城・泉崎・七軒新田・十軒新田・松倉・北平山・北平山新田・関和久・川原田・吉岡・二子塚・二子塚新田・滑津・三城目・三城目新田・須乗・須乗新田・上ノ出島・下ノ出島・大竹・小貫・太田輪  
岩瀬郡 柿ノ内・小川・上大里・下大里・安養寺新田・久来石・高林・飯豊・白子・上松本・下松本・牧ノ内・後藤新田・笠石・成田

## 福島県

区制下の旧町村は、制度上の地位は全く認められず、もちろん地方自治の理念などは許されなかった。もっぱら義務的経費の負担者となり、地租改正をはじめとする行政事務の遂行とその費用の負担・賦課も実際は町村単位の民費でまかなわれ、町村事務が繁雑になり事務経費も増大した。この経費負担に耐えることのできない町村は、合併を余儀なくされていく。

区制下の合併は、維新後の制度的な無理を是正する町村の自発的希望によるものと、経費負担に耐えられず合併するものがあつた。

政府は、八年二月に合併制限令をだし、さらに十年九月に禁止令をだしているが、全国的に八年から十年にかけて合併がふえている。矢吹の村々でも、明治九年（一八七六）五月十八日、矢吹村と矢吹新田村とが合併して矢吹村となり、六月十一日松倉村と七軒新田村とが松倉村に、三城目村と三城目新田村とが三城目村に、須乗村と須乗新田村とが須乗村となつている（『矢吹町史』<sup>3</sup>巻二九）<sup>3</sup>。合併した新田村は、いずれも戸数十軒か無戸数で、村としての存立が困難であつたの



明治9年合併福島県の達 (県歴史資料館蔵)

だろう。

明治九年八月二十一日、政府は府県の統合をはかり、福島県・警前県・若松県を合併して新しい福島県を設置した。ここに現在の福島県が成立したのである(ただしその後県界の変更はある)。

この時の長官は、旧福島県参事山吉盛典(のち権令、さらに県令となる)であった。

三県合併後の福島県は、同年十二月十八日、区村制度の統一再編のため区治職制・区治事務章程・新区取扱心得を制定し、区画

も二六区とした。旧福島県の区はもとのまま第一区から第一〇区までとし、旧若松県が第一区から第一七区、旧警前県が第一八区から第二六区となった。これらの統合整理は区の経費節減のためでもあった。

区会所には区長・副区長(正あれば副を置かず、副あれば正を置かず)一名、戸長定員二名、副戸長定員五名を置き、村には用掛各村一名ないし二名、什長一〇戸に一名を置いて区務を処理させた(『矢吹町史』<sup>3</sup>巻)。区長(正副)・戸長(正副)は県令が任命し、すべて県の裁可を得るしくみとなっていた。矢吹の村々は従前と同じ第九区矢吹区会所に属していた。

### 民会の設立

民会とは各府県で独自に制定した規則によって開かれた県会・区会・村会を総称したものである。全国的には六年から十一年の地方三新法施行まで各県において実施された。福島県民会規則は町村会規

則・区会規則・県会規則よりなっている。福島県は九年から十年にかけて民会規則の草案をつくり、修正を加え十年十二月に町村総代会会(明治九年布告第一三〇号「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」により町村より選出され、地租改正、町村民(土地所有者)の代理人として共有財産取り扱い公租公課の負担にたずさわる) (『矢吹町史』<sup>3</sup>巻)の代表による区総代会議の審議をへて十一年(一八七八)一月四日に施行された。

この民会規則は、制定過程に県民が参加していること（総代人会議での審議）、議員の選挙・被選挙の資格が地租でなく動産・不動産格価での制限となっており、町村会議員は住民の中から選び、区会議員は町村会議員の中から選ぶ、さらに県会議員は区会議員の中から選ぶという段階的な間接選挙方法をとっていることの三点を特徴とする。

福島県民会規則の町村会規則は議員選挙・選挙方法・議員任期・議員職制・議事方法・議事目の六章からなっている。その主な点は、

任期 二年とし毎年半数を年末に改選

定員 人口二〇〇〇〇三〇〇 一五

三〇一〇〇〇〇は一〇〇名増すごとに一名の増

一〇〇一以上は五〇〇名増すごとに一名増

選挙・選挙人 本県に本籍を有し、町村に二年以上居住し、不動産五〇〇円以上動産一〇〇円以上所有する二十才以上の男子。

議員 二十五才以上の男子で他は選挙人に同じ。

会議 一季一回二日間 午前三時より午後三時まで臨時会を認める。

議決 多数決とする 可否同数は議長が決する。

議事 議員が発案する。内容は(1)町村の風儀、(2)町村経費による水利土木事業、(3)町村費の決定、(4)町村費の賦課方法、(5)共有財産の処理、(6)町村共同の貸借、(6)町村の他に対する訟証・備蓄・勸業・災害防止、などである。これは多数決制の採用など従来の「寄合」などに比べて画期的な変革であった。

大小区制以来制度上 unnecessary のものとして無視されてきた町・村に民会が成立したことは、町・村にとって大きな意味をもつ。

県会・区会の場合と異なり、政府は町村会規則の制定を時期尚早として制度上否認した。しかし地方長官（県令など）



令辭心得事務選挙員會議民  
(岡崎長成・中畑)

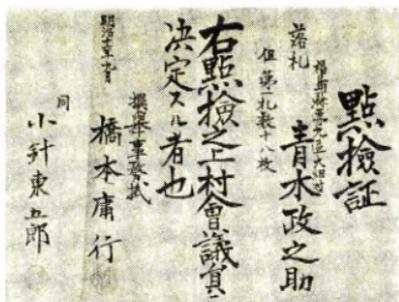
はこれを開設せざるをえない情況になり事実上は容認し、育成するという経過をたどる。

それは町・村を行財政の最末端の実際の担い手として無視できなくなってきたことによるものであり、公租公課の増大にもなつての疑惑や不満などが噴出し、地方官(区・戸長)に対する新しい対立となつてあらわれはじめた。これを緩和する方策として「一村協議」の名の代議機能を利用する必要がある。一方この町村民会の開設を促進したのは、自由民権家である区戸長層の動きであつた。

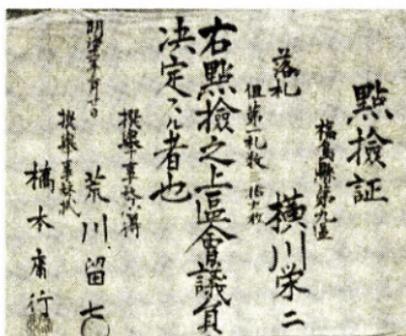
明治十一年一月四日施行された町村会規則によつて民会を開くことになり、第九区担当の選挙事務心得として区長荒川留七を任命し(一月十六日)、各村用掛をもつてその村の選挙事務係に当てる(『矢吹町史』3巻、資料編II 51-53)。中畑村では二月二十八日に選挙・開票をおこない、議長小針七右衛門など二二名の議員を選出している(『矢吹町史』3巻、資料編II 51-54)。

中畑村の第一回の村会は四月におこなわれている。区会所への報告書によれば議長遠藤七兵衛、幹事高久本慶、岡崎長右衛門・蛭田勝三郎(次)・水戸茂三郎・蛭田三五郎・大和田亀吉・鈴木竹次郎(平)・岡崎五郎平・薄葉要八・仁井田善三郎・薄葉伊蔵・佐藤源治郎(次)・鈴木鷹松(次)・高久文右衛門・水戸亥之助・水戸角三郎・吉田文吉・野崎留吉・小川善作・水戸勘重郎・箱崎友吉によつて審議されている。第一回の当選者の中で岡崎長次郎・小針七左衛門が区會議員に当選しているため、かわつて岡崎長右衛門・水戸勘重郎が加わっている。

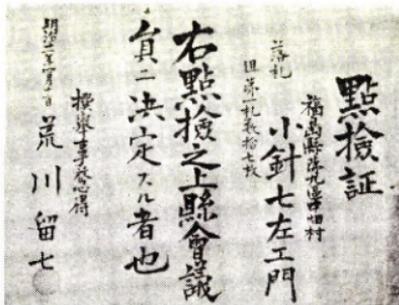
審議内容は、若者連を廃止して消防組をつくること、葬式の際の儉約・用水堰普請・田植などであるが(『矢吹町史』3巻、資料編II 51-55)、これらの議決事項が従来の寄合での協議事項とあまり変わらない不十分な面があるが、村民によつて選挙された村民の代議機関としての村会の成立という点で大きな意味をもつ。このようにして各村に村会が生まれた。しかし民会による村会は十一年までで、十二年からは三新法による村会に変わる。



明治11年村会議員点検証  
(大畑 青木政義蔵)



明治11年区会議員点検証  
(木町 横川清蔵)



明治11年県会議員点検証  
(中畑 小針頼晴蔵)

また、同時期に区会議員の選挙も村会の成立と同時に起こなわれ、第九区区議員二四名が選出された。矢吹の村々からは、矢吹村小林森房・横川栄二、三城目村大輪志津衛、大和久村星吉右衛門、明岡村円谷荘左衛門、中畑村岡崎長次郎・小針七左衛門が当選している。さらに第九区選出民会規則による県会議員として、小針七左衛門が当選している。当時の議員数六八名であった。

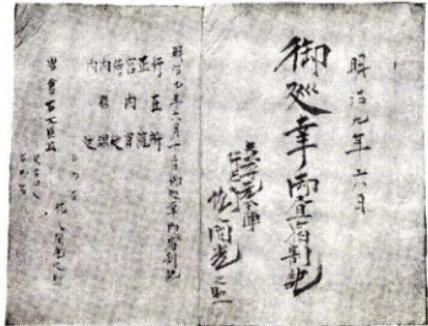
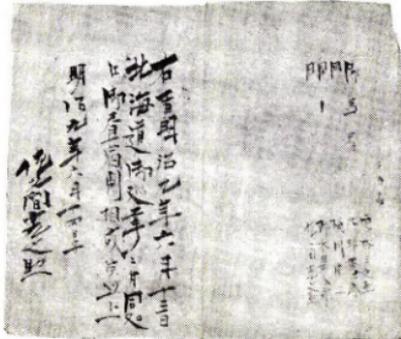
(阿部常三郎・藤田正雄)

明治天皇巡幸

戊辰の戦いもおさまり、新しい制度がつくられ、内政が整えつつあるころ、明治天皇は国内の民情を知り、人心をとらえるため国内を巡幸した。

明治五年(一八七二)五月二十三日から七月十二日まで九州・四国を巡幸し、その後佐賀の乱、台湾征討などがあり、ようやく一段落した明治九年(一八七六)東北巡幸に発った。

明治九年六月二日、東京を発し、草加・小山・宇都宮・日光・佐久山・芦野を通り、六月十三日白河に入った。白河の街はずれ(現石切場)で、戊辰戦役で戦死した薩摩・長州・大垣藩士の墓を弔い、昼近く本町の旧本陣芳賀源左衛門宅へ



明治9年天皇巡幸御昼宿割記 (本町 佐久間光男藏)

到着、休憩後小峰城本丸跡で山根一五カ村(西郷村)の産馬一、五〇一頭を観覧し、産馬に力を尽した元戸長八田部才助を閲見し、金子茂右衛門・近藤初太郎などから戊辰戦役の説明をうけた。その夜は、旧本陣に御泊りになり、翌十七日午前七時に出発し、途中小田川村小泉太郎宅で小休している。

『東巡録』(随行者の日記)は、沿道の村々について「白河以东荒郵破駅、凄涼破頓憐ムベキモノ多シ」と記しているが、小田川をのぞいて、戊辰戦争での戦災から回復していなかったたのであろう。

九時過ぎ踏瀬の箭内名左衛門宅で小憩の折、矢吹の区務所より水をとりに寄せている。箭内の回想によれば、天皇奉迎の村人たちは「天子様とは神様か、又は生き神様かとの疑いがあったのに、生き神様であると分った」。「天子様に対し、顔を上げて見れば罰が当たるとか、目がつぶれると信じた輩も少くなかった」という。

一〇時過ぎ矢吹に入る。沿道には小学生たちが二、五〇〇人ほど奉迎に並んでいた。「このうまや(馬)にて、小学の生徒御輦をがみに出るをみる、教師めく者、洋服にてさきたち、生徒をふたつら(二列)にして、あしなみそろへたり。おほくは洋服なり。一校ごとに 奉迎といふもじ(文字)しるせる幟(おぼろ)をたてて、凡二千四百人、少女も振袖(おび)はかまにて、うるはしくよそひたるがおほく、いみじきものなりき」(「十符の菅薦」随行者の日記)。矢吹の街は「顔屋整然」としていた(『東巡録』)。また、東京日日新聞も、矢吹奉迎のようすを報道して、「……行儀正しく御通行を拝し奉りしは優美の振舞にして感心するも余りありき」と書いている(『矢吹町

史』3巻 資料。編151—140)



古川屋旅館（本町）

ここで休憩されたが、御休所は古川屋旅館佐久間光之助宅である。「当家は旧本陣にて家屋も手広く、戊辰の兵火に焼け残りたれど追々荒朽ちたるを補理し、行在所（御休所の誤）となせしこと故、庭園の風致も記すべくなく」「消防人足は駅内を堅固し、村民は持場を分けて道路を掃除す」（『報知新聞』（『矢吹町史』<sup>3</sup>巻、資料）（編Ⅱ5―14、142））。

小休の間、学区取締の大森至と矢吹小学校の教員二人が、御巡幸奉祝の詩歌句を献じた。

石の上古き昔もたましなきかかるみゆきをみちのくの里

大森 至

仁徳治邦内 威風庄外洋 臣今迎玉輦

咫尺拜思光

大森 至

むら雲のさはらぬ空のあまつ日のめくる光をうくる民草

和知重雄

暁天雲散清如水 旭日光威暉五州 動植悠衆生育 殊思海岳以何酬

石井有信

四海一天暉德華 東州行幸弁何加 飛禽走獸途傍拝 億兆生民慕鳳車

石井有信

なひかざる草木もあらし古しへに例しもあらぬ比いてましに

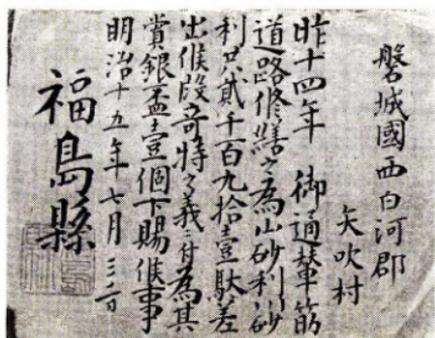
石井有信

御くるまに啼したひけり郭公

石井有信

昼食は、旧本陣佐久間光之助宅をはじめ、会田源七郎・渡辺治平・鈴木六津次郎・緑川興平・横川栄二・仲西喜一郎・佐久間七左衛門・石川重太郎・野木箴蔵・野木長太郎・大野庄左衛門・安藤磯吉・栗林三之吉・大野儀三郎宅などであった。一行二一三名、馬九〇頭、岩倉具視、大久保利通、大隈重信、木戸孝允ら維新の元勳をはじめ、当時の政府のベストメンパーであったから、地元

の応接もたいへんなものであった（『矢吹町史』<sup>3</sup>巻、資料編Ⅱ5―139）。



道路修繕感謝状 (宇都宮 石井亘藏)

から明治丸で函館に渡り、北海道巡幸の後、明治丸にて海路横浜に上陸、七月二十一日、五〇日ぶりで東京に帰られた。この時天皇二五歳、まさに東北地方にとつては、驚くべき一大行事であった。

この巡幸の際、矢吹・鏡石の広大な原野に着目され、地域開発・土地利用を示唆されたという。のち明治十三年に鏡石村に宮内省農場（のち岩瀬牧場）が設立されている。

第二回の北海道・東北巡幸は、明治十四年（一八八一）明治天皇三〇歳の時であった。七月三十日東京を出発、前回と同じ順路を通り八月七日芦野から白坂をへて一時ころ、白河に御到着。旧脇本陣で昼食後出発、太田川岩崎の渡辺庫太宅で小休、矢吹では二時二〇分、佐久間光之助宅で三〇分休憩の後、久来石・須賀川をへて郡山・福島・仙台・青森に至り北海道を巡幸され、青森に戻り、弘前・秋田・鶴岡・山形・米沢を通して福島に入り、二本松で一行は二手に分れ、会津に左大臣有栖川熾仁親王を御代巡としてつかわした。

明治天皇は、十月六日、前回と同じく佐久間光之助宅で小休の後白河に入り一泊した。御代巡一行は、十月七日、矢吹で小休し、同日、白河で一泊している。

今回は、三三一名の一行で、前回の巡幸の時より多数であった。しかし道路なども整備され、進行日程は早くなっている。十月十一日、七三日ぶりに帰京された。

この時、道路修繕に協力したというので、福島県から矢吹村に銀盃と感謝状がおくられている（『矢吹町史』3巻資料編II 51—147）。

（金子誠三・藤田正雄）

## 二 三新法による行政の変化

### (一) 地方三新法の公布

#### 西 白 河 郡

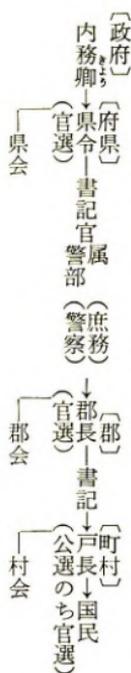
やがて明治政府は中央集権体制を整え「富国強兵」を柱とした新政策を遂行するため、地方制度の改革をおこなうことになる。

明治十一年（一八七八）七月二十二日に公布された「郡区町村編制法」（太政官布告 第十七号）・「府県会規則」（太政官布告 第十八号）・「地方税規則」（太政官布告 第十九号）の地方制度に関する法律を地方三新法とよんでいる。この三新法に「府県官職制」（明治十一年七月本 政官達第三二号）・

「区町村会法」（明治十三年四月本 政官布告第十八号）を合わせて地方制度が確立する。この動きを三新法体制とよんでいる。

三新法体制は、農民騒擾（そうじょう、地租改正反対など）自由民権運動に対応すると共に、国家行政を遂行するための地方的基盤を設定し、地方財政を安定させることを目的としたものである。それは、

(1) 明治四年以来さまざまなかたちで住民の感情とは別に強行してきた区制を完全に否定して、行政単位として郡および町村組織を公認し、(2) 地方分権という名のもとに府県および町村に住民の参加する議会を開催し、(3) 従来の混乱した府県税・民費などを地方税として府県税に統合し、区町村の費用は区町村民の協議費として分離、地方税の税源を規定し統制して財源の確保をはかった。(4) 行政機構は次のとおりとし、政府から国民への系統化をはかったものである。





西白河郡役所（現在白河南湖公園移築）

三新法の中心は「郡区町村編制法」である。それは、「第一、大小区ノ重複ヲ除キ以テ費用ヲ節ス、第二、郡町村ノ旧ニ復シ以テ良俗ニ便ス、第三、部長ノ職任ヲ重クシ以テ施政ニ便ス」という主旨から、(1)府県の下に郡・区町村を置く、(2)広大な郡は分割する、(3)郡ごとに部長を一名置く、(4)町村ごとに戸長を一名置く、となった。

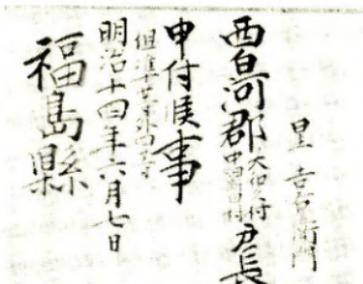
福島県は、明治十二年一月二十七日に県達によって、郡役所位置とその管轄区域を定めた（『矢吹町史』3巻）。この時、白川郡は東白川郡となり、白河郡は西白河郡と改称された。西白河郡役所は白河町に二月から開設され、矢吹の村々は西白河郡に属することになった。

西白河郡の初代部長は亀卦川尚辰である。郡役所庁舎は白河町広小路の第一〇区会所を継いだ。その後焼失して一時関川寺に仮庁舎をおき、十五年三月には玄仙小路の常盤彦太郎宅を仮庁舎とした。この年仮庁舎の場所に郡役所が建築され、十六年十一月十日に落成している。建物は、洋風の木造二階建てステンドグラスをちりばめたもので、当時の建物としては一異彩を放ったものである。この建物は、現在の南湖公園に移築され、文化財として保存されている。

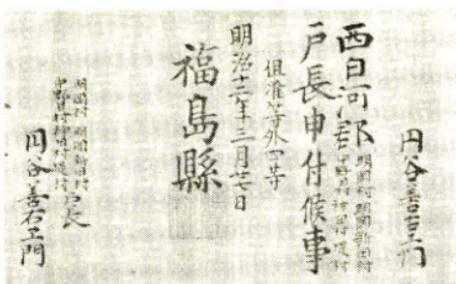
部長・郡書記の等級、定員、任務は「府県官職制」に規定され、郡長の職務権限は、(1)事務を府知事県令に受け法律命令を郡内に施行し一部の事務を総理すること、(2)法律命令または規則によって委任される条件および府知事県令より特に分任を受ける条件に付き便宜処分して後に府知事県令に報告すること、(3)町村戸長を指揮・監督すること、であった。

この郡行政は大正十三年郡制廃止まで続く。

次にその郡長の氏名と任期をあげておく。



明治14年 戸長辞令  
(大和久 星信之助藏)



明治12年 戸長辞令  
(中野目 門谷善人藏)

第3表 歴代郡長歴任表

氏名	赴任前	赴任年月	転(退)任後
龜卦川 尚辰	新任	明治三年一月	退官
荒賀 直哉	県四等局	一五・五	退官
杉村 正謙	警部	一六・二	福島県三等局
北川 良慎	河沼兼大沼郡長	一七・三	警視庁典獄
富田 通信	警視庁典獄	一九・六	安積郡長
三淵 隆衡	岩瀬郡長	三三・七	菊田・磐前・磐城郡長
白井 遠平	菊田・磐前・磐城郡長	三三・四	退官
松村 秀真	鳥取県師範学校長兼県属	三三・七	安積郡長
北川 良慎	田村郡長	三四・三	栃木県安蘇郡長
鶴牧 分藏	栃木県安蘇郡長	三六・三	退官
飯塚 清通	東白川郡長	三六・二	相馬郡長
熊川 詳長	相馬郡長	三三・四	田村
中村 直敬	警部	三三・四	河沼
鈴木 直清	相馬郡長	三六・二	田村
神子 実助	福島県警部	四三・五	田村
丸野 実行	安達郡長	大正二・八	退官
中村 恒三郎	内務属	七五	和歌山県理事官
齋藤 彦次	石川郡長	八八	退官
山田 直記	北会津郡長	二二・九	退官
渡辺 庄平	属	二二・二	退官
酒井 百人	属	二二・三	官制改正廃官

村戸長役場

「郡区町村編制法」によって町村ごとに戸長一名を置くことが定められ、福島県は明治十二年一月二十七日に県達により戸長事務

(『白河市史』下抜粋)

取扱所は戸長役場と称すことになった(『矢吹町史』3巻)。同時に従前の町村用掛・什長を廃止した(『矢吹町史』3巻)。役場の呼称はこの時以来のものである。

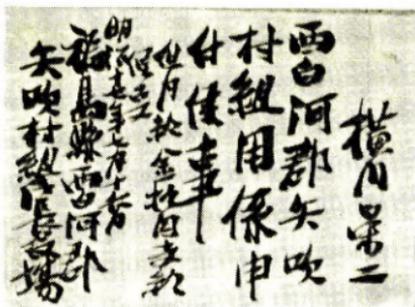
二月十四日西白河郡役所は町村編成・戸長役場位置を定めた。戸長役場は原則として一村ごとであったが、小さな村では連合村戸長役場制をとった。矢吹の村々には次のとおりの戸長役場が置かれることになった。

○印は役場位置

- 矢吹村
- 大和久村
- 中畑新田村
- 中畑村
- 大畑村
- 北平山村
- 松倉村
- 明岡村
- 明岡新田村
- 中野目村
- 神田村
- 堤村
- 三城目村
- 須乗村
- 柿ノ内村
- 高林村

(『矢吹町史』3巻)  
資料編Ⅱ5―52

戸長役場の位置が決まると、戸長の選出が問題となる。先に一月二十七日福島県は戸長職務概目(『矢吹町史』3巻)と戸長選挙法(『矢吹町史』3巻、資料編Ⅱ5―47)、戸長等級と月俸の県達(『矢吹町史』3巻、資料編Ⅱ5―48、49)が出され、二月下旬から三月にかけて各村一斉に戸長を公選した。選挙の結果は郡長より県庁に報告され、それにもとずいて戸長辞令が交付された(『矢吹町史』3巻、資料編Ⅱ5―53)。戸長の月給は受け持ち戸数により二円から一五円までとした。



明治17年 矢吹村組用係辞令 (本町 横川清蔵)

戸長役場は村内便宜の地に設けることになっていたが、ほとんど戸長の居宅におかれ、用掛・小使などを置いて庶務を処理した。

各村の戸長は、矢吹村佐久間国亮、大和久村外一村星吉右衛門、中畑村外一村小針東五郎、中野目村外四村円谷善右衛門、三城目村外一村矢部相蔵、柿之内村外一村安田新之助、松倉村外一村(不明)が初代の戸長に就任している。

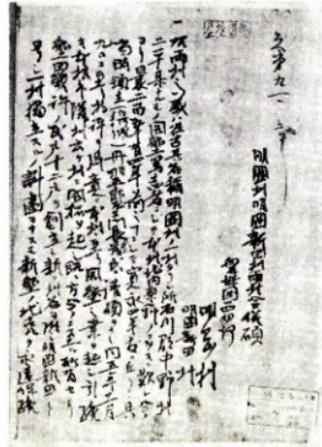
なお柿之内村・高林村の戸長役場は明治十三年六月に分離して両村にそれぞれ戸長役場を置くことになっているが、その事情については不明である(『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ5156) 明治十五年一月に戸長の改選がおこなわれている。

矢吹村外一四村 福島県は地方制度の改正を明治十五年の末に伺を出し、十六年の初めに認可を得、十六年二月二十六日 戸長役場位置改正の県達を出した(『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ5159)。

明治十四年の国会開設の詔勅を契機として全国的に活発化した自由民権運動に対する対応策として地方制度の改正をおこない、連合戸長役場制と戸長の官選制をすすめ、町村に対する規則を強化しようとするものであった。

十二年の戸長選挙法第一条に、戸長は町村に一名を公選するという規定を(『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ5147)、十六年二月二十三日県達乙第二十四号によって「戸長身分取扱の義は第七十一号公達の通り、元来官選に候得共なるべく公選せしめ候間、選挙法別冊の通り相定め候」として戸長は投票の上位得票者五名の中より適宜拔擢する(『矢吹町史』3巻)という規定に改め、県令が選んで任命するという事実上の官選になり、強力な権限を持つように改められた。

連合戸長役場の設置によって各村に置いた戸長は廃止され、かわって村には事務取扱人として用掛を置くことを達したが、十七年六月三十日用掛の名称を廃して世話掛と称することとし、村の協議費をもって設置するように達示した(『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ5160)。し



明治17年 明岡村・明岡新田村  
合併願(明新 円谷多一藏)

かし十九年ごろまで人民惣代と呼称しているようである。

連合戸長役場として矢吹村に、三城目村・中野目村・中畑村・滑津村・明岡村・明岡新田村・神田村・堤村・北平山村・松倉村・須乗村・松崎村・大和久村・大畑村・中畑新田村の矢吹村外一五カ村戸長役場が設置された。

この役場は、明治十九年明岡村・明岡新田村が合併すると、矢吹村外十四カ村戸長役場と改称され、矢吹村字西側九五番地、現在の本町一八五番地、古川屋佐久間光男宅に置かれ、初代戸長は中葉重朗がつとめ、のち岡崎泰助が戸長となっている。

柿之内村は白子村外九カ村戸長役場の管轄となり、白子村に役場が置かれ、初代戸長は添田文之助である。

連合戸長役場の制度は明治二十二年の町村制の施行まで続くことになる。

明 新 村

明治九年(一八七六)同十年全国的な村合併の動きの中で矢吹の村々から願い出された。明治十七年十二月両村の人民惣代名で願書が提出され、さらに翌十八年にも同様願書が提出された(『矢吹町史』3巻 料編II 51-66, 六七)。この時明岡新田村の戸数三戸、人口二十八人、一村としてはなりたらず、合併しても二八戸であった。明治十九年五月二十八日認可となり、村名も明新村として発足することになった。

明治十九年十二月三十一日の矢吹の村々の人口と戸数は第4表の通りである。

第4表 矢吹の村々の人口と戸数

村名	項目	人口	戸数
矢吹村	人口	二七五	一五
中畑新田村	人口	三〇九	一五
大和久村	人口	三九	五
中畑村	人口	二六四	一五
大畑村	人口	二四	六
松倉村	人口	二四	五
三城目村	人口	九三	一五
須乗村	人口	三七	五
神田村	人口	二四七	三
堤村	人口	二九	六
中野目村	人口	一四八	三
明新村	人口	一八	六
柿之内村	人口	五七	九



明治12年 福島縣會書  
(中畑 岡崎長成蔵)

## (二) 県会と村会

### 県会の設立

明治十一年(一八七八)七月二十二日に公布された三新法の一つ「府県会規則」によって、福島県民会規則を廃止して新たに県会が開催されることになった。

府県会規則は全部で三五条よりなるが、その議員選挙に関する要点を記すと次のようである。

- 一 議員の定数は郡区の大小により、一部区五人以下とする。ただし別に補欠員一〇名以下を選ぶことをうる。
- 一 選挙権者は満二〇歳以上の男子で、その郡区内で地租五円以上を納める者。
- 一 被選挙者は、満二五歳以上の男子で、その府県内に本籍を定めて三年以上居住し、地租一〇円以上を納める者。
- 一 選挙投票は直接投票で、その郡区内でおこない、投票は記名式で、予定の日に郡区長に提出する。ただし投票は代人に託して差し出してもよい。

一 議員の任期は四年とし、二年毎にその半数を改選する。

一 議長、副議長の任期は二年とする。

県会の権限は地方税での支弁とその徴収方法のみに限定され、立法権、議案の発議権を持たないことを特色として

いる。

山吉県令は府県会規則を十一年八月県下に布達したが、郡長が未定のため年内にそれを施行することができず、十二年一月二十七日に県会を施行する旨を布達した(『矢吹町史』3巻、資料編II51-50)。

県下二二郡の総定数が六二名、被選挙人数三万三、二七六名、選挙人数六万九、五四一名で、西白河郡は定数三名、被選挙人数一、六九九名、選挙人数三、二五四名となっている。

同年二月に議員選挙がおこなわれ、同五月最初の通常県会が福島西蓮寺で開かれた(『福島県議』(会百年))。

この頃は全国的に自由民権運動が盛んになった時期で、これらの運動を抑制しようとした意図にもかかわらず、民権運動の中心地であった福島県では、県会開設以後、政府―県官と民権運動との対立が続けられることになり、明治十四年、十五年と府県会規則の改正がなされ、県令の権限が強化され、政府の統制が強まって議会の権限と機能が弱められる方向を示した。

次に西白河郡選出の初期の県会議員をあげる。中畑村岡崎長次郎が当地区ではじめての県会議員として当選している。

第5表 福島県々会議員(西白河郡選出)

(『福島県政治史・上』)

第一期 二年二月	第二期 四年二月	第三期 六年二月	第四期 八年一月
白坂庫太 穂積源三郎 菊地甚四郎 岡崎長次郎	白坂庫太 岡崎長次郎 根本彦次郎 荒川孫左衛門	白坂庫太 自由党 金山村 関和久村	白坂庫太 自由党 関和久村 穂積源三郎 矢部重高 橋本久七郎 菊地甚四郎 関根雄太郎
再	再	再	再
自由党	自由党	自由党	自由党
白坂村	白坂村	白坂村	白坂村
中畑村	中畑村	中畑村	中畑村
白坂退職により二年二月補選	岡崎退職により五年六月補選		橋本退職により九年二月補選 菊地退職により九年二月補選



これらの議会での会議内容は記録がないので不明であるが、定例会は年二回と臨時会であるが、村費の賦課方法や道路橋梁の修繕、用水路の掃除、溜池の修理、消防、学校など土木費、教育費の支出と、戸長・役場雇・小使・衛生委員などの人事と給料の決定、戸数割・地価割・反別割などによる村費賦課決定が、重要な任務であった。

### 村会の変容

明治十七年五月七日太政官布告第十四号・第十五号、太政官達第四十一号および内務省達により、(1)戸長役場の管轄区域は平均五町村、五〇〇戸を標準として管轄区域を拡大する、(2)戸長は従来の民選制から官選制とする、(3)戸長は町村会の議長および議案発案権を独占し、町村会の停止や解散を命じるなど強力な権限をもつものとする、(4)町村会規則は任意裁可制から県令の施行制とする、(5)町村会の議定範囲は町村費のみに限定する、(6)町村費は公共的費用に限定し、共同費用は協議費として町村費から分離する、(7)町村費の支出科目と徴収科目とを特定のものに限定する、(8)町村費の怠納者は処分する、など一連の地方制度の改革を断行した。この改革の特徴は、町村に一定の自治性を認めた三新法の原理を修正して規制を強化し、中央集権的な統制を強める方向をとったことである。これによって前述の矢吹村外一四カ村戸長役場が成立し、各村の戸長は廃止されるが、村会もまた改正が加えられることになる。太政官布告第十四号「改正区町村会法」によって七月十六日福島県達乙第七十四号「改正福島県町村会規則」が制定された、その改正点の主なものとはつぎのとおりである。

- (1) 議員の任期は六年とし三年ごとに半数を改選する。
- (2) 議員の定員は、戸数一〇〇戸未満は議員五名、一〇〇戸から二五〇戸・六名、二五〇戸から五〇〇戸・七名、五〇〇戸から七五〇戸・八名、七五〇戸から一〇〇〇戸・九名、一、〇〇〇戸以上・一〇名として定数が減った。
- (3) 選挙は記名投票。
- (4) 選挙人の資格は、その町村に住居し地租を納める二〇歳以上の男子。
- (5) 被選挙人はその町村に住居し地租を納める二五歳以上の男子。
- (6) 町村会の会期は一年一回七日間。

石陽社

(7) 議長は戸長とする、書記は議長が選任する。  
(8) 議案は戸長が発案する。

(9) 議決は多数決とし可否同数は議長が決する。

(10) 町村費の決算を町村会に報告する。

(11) 議事は町村費より支出する事業とその経費の支出および徴収方法に限るものとする。

(12) 議決は戸長が施行し議決を戸長が不適當と認めたときは、その施行を止め県令の指揮をうけること。

(13) 町村会が治安を害したり法を犯すとき戸長は会議を中止して県令の指揮をうけること、また県令はそれを認めたとき町村会の停止や解散を命じることができる。

(14) 町村会の未成立や議案未議了の場合には町村費の支出徴収方法を県令の認可を得て戸長が施行することができる。

(15) 数町村に関する会議を連合会としこの法を準用する。

この法の中で重要な点は、末端行政機構として位置づけられた官選戸長の権限が強化され、戸長役場管轄区域の拡大とともに戸長と村民のへだたりはいよいよ大きくなり、村会は官選戸長がおこなう村行政の協賛機関となつてしまい、村ごとにおかれた世話掛は村民の代表者ではなく官選戸長の下請機関となつた。

(阿部常三郎・藤田正雄)

### 三 自由民権運動

#### (一) 石陽社と福島事件

田村郡常葉の副区長から石川の区長となつた河野広中は、石川の吉田光一らと「石陽社」という政治結社をつくつたのは明治八年(一八七五)八月であつた。これは明治七年、高知にはじめて政治結社



る。

そのため他の藩士であった士族・豪農・豪商たちの間に、新政府に反対する気運が高まり、やがては国会開設への要望書を出すなど、自由民権運動が活発になってきた。

## 福島事件

明治十五年（一八八二）一月二十五日、三島通庸は山形県令で福島県令を兼任することになり、二月十七日、福島に専任してきた。そうして七月十三日に福島県令だけになったが、三島県令は福島県令

になる時、自由党の撲滅、帝政黨の育成、会津の三方道路の開さくの内命を受けたといわれ、三島は着任するとまもなく、町村戸長を招いて、民権自由の説をとなえることをきつく叱り、全県下の区戸長のうち、気骨のある人をやめさせ、民権論を主張する小学校教員をやめさせるなど、はじめから自由党に対して弾圧しようとした。また三島県令は着任して一〇日目に、海老名県属と中山土木課長とを会津に出張させて、会津地方の発展のために、会津三方道路（会津若松を中心にして、南は栃木へ一七里、北は山形へ一里、西は新潟へ二四里）の開さく工事のために、六郡連合会を結成させた。同時に六郡の郡長を集めて、この大工事を、会津の人々の考えを無視し、県会の同意もとらないで無理に実行しようとした。そうして三月十三日には六郡連合会を開いて、道路工事の事業案を審議し、県の言うがままに事業案を決議してしまった。その案の中には「会津六郡内ノ君民ハ（中略）満十五年以上六十年以下ノ男女ハ、一名ニ付毎月一日宛二ヶ年間通常夫役ニ服スベシ。但シ通常夫役ニ服セザルモノハ、男ハ一日金拾五銭、女ハ



福島県令 三島通庸像

金拾銭ノ割合ヲ以テ夫賃ヲ出ス可シ。」とあり、六月には総工費四八万四〇〇円、うち九万八、〇〇〇円を国庫によることとし、延べ男六万八、〇〇〇人、女六万二、〇〇〇余人の出入を予定した予算ができた。〔福島事件〕

これより先明治十五年四月七日から、臨時県会が開かれたが、三島県令は一度も議場に姿を見せなかった。河野以下自由黨員は、民意を無視して自分勝手にふるまう三島県令の態度に憤激し、全部の議案を否決する動議を出し、二三対二一で決議

した。県会が終つてから、河野は否決派議員とはかつて、否決したわけと三島県令を排けきする文を印刷し、県内各地に配布した。たちまち三島県令は怒つて、後に関係県議員をいっせいに拘引し、「官吏侮辱罪」で福島監獄に入れ、重禁固七カ月から一年、罰金一〇円〜二〇円を課した。

一方会津の三方道路工事も、六月になるとまだ工事をはじめていないのに、各町村戸長を集めて、三、四、五月分の人夫賃を取りまとめてきつと出すようにと、きびしく申し渡した。各郡の農民達は一斉に不服を申し出て、反対斗争に立ち上つた。八月十七日、全く一方的に道路起工事を盛大に行つたので、自由黨員らは四回にわたつて会議をして、若松治安裁判所に訴状を提出したが、取り下げられた。十一月に入つて海老名県属は数十名の巡査をつれて耶麻郡に出張し、人夫賃を出さないからと、片っぱしから村民の財産を差押えて、公売処分にはじめた。このような仕打ちに、農民達の怒りが爆発し、十一月二十八日、喜多方郊外の弾正が原に農民達約千数百名が集まつて氣勢をあげた。三島県令は待つてましたとばかり、翌二十九日から県内一斉に不心得者たちの検挙をはじめ、県下の自由黨員を根こそぎ逮捕し、その数は二、〇〇〇人にもなつた。十二月一日には河野広中が、無名館でとらえられ、ここに福島自由党は事実上活動ができなくなつてしまつた。これで福島自由党はつぶれてしまつたが、明治十四年からこの時まで、自由黨員らは、官憲のきびしい監視の中で演説会を開き、とくに若い黨員の活躍はめざましく、明治十五年になると、演説会もいっそう熱を帯びてきた。

白河では喜長座を会場にして演説会が開かれたが、いつも四〇〇から五〇〇人が集まつたという。しかし明治十五年七月十二日夜、喜長座の演説会で、弁士阿部又郎の演説が治安に妨害ありと認められ、立会つた巡査によつて演説中止、演説会の解散を命ぜられてゐる。(『白河市史』) 当時白河で活躍していた自由黨員はつぎの通りである。

阿部又郎(代言人、福島藩士の子)・草間昇(代言人、士族)・赤坂多計平(三五歳 医師)・長野晋観(二九歳 僧侶)・桑名清兵衛(四一歳 地主)・石井勝弥(二五歳 戸長)・大野勇三(二六歳 生糸商)・安田新助(三三歳 肥料商)・小林権右衛門(二三歳 貸座敷業)・伊藤庄蔵(代言人)

また県会で「官吏侮辱罪」に問われた県会議員は、白坂庫太(二九歳 運送業)・荒川孫左衛門(四七歳 豪商)の二

名であった。

白河は関東から東北にはいる関門なので、官憲は白川口の出入りを厳重にし、とくに自由党員の往来をきびしく監視していた。福島事件の前後には巡査をふやして臨時に交番所を二カ所につくり、毎朝四時から八時まで、旅人をいちいち尋問し、夜になると市内の旅籠・貸し座敷業（遊廓）をくまなく臨検した。

それでもなお不安だったとみえ、県境に近い白坂宿にも臨検所をおいて、旅人を監視していたが、このようすは、まるで昔の関所のようにであった（『福島民権』）。

## (二) 加波山事件と矢吹

### 加波山事件

明治十五年十二月、福島自由党の指導者たちが、全部捕えられて牢屋に入れられてしまったのを知った血気さかんな青年達は、演説会で一般の人達に自分らの考えを訴えても、実際には何の役にも立たなかったのではないかという空しさをかみしめたが、同時に三島県令への憎しみ、政府高官への怒りが、はげしく青年達の心をゆり動かした。

三島県令は明治十六年十月三十日、栃木県令を兼任することになった。これによって戦いの場合は栃木県に移り、明治十七年九月、血気の多い青年二〇余名が、茨城県の加波山に、革命の旗をかけた加波山事件が起きた。この事件で処刑された一八名のうち一名が福島県人であるのをみても、事件の主力が福島県人であったことがわかる。

三島が栃木県令になると、すぐに福島県の時と同じように、県会を威圧して土木工事をはじめた。そのため栃木県の鯉沼九八郎・平尾八十吉・大橋源三郎らは、県令の専横を憤り、やがて河野広躰（河野広中の姉を母に生まれ、後広中に引き取られて育てられた）ら福島県人の同志と意気投合して、たがいに事を起す時機をうかがっていた。この同志達が何回か話し合っているうちに、はじめは三島県令への「仕返し」のため、三島暗殺の機会をねらっていたが、三島県令や政府高官の暗殺はその手段であって、目的は今の専制政府を倒して自由な立憲政治体制にするという革命の仕事のために、わ

れわれは立ち上がるのだという考え方になってきた(『三春町』)。ところが栃木市にあった県庁が宇都宮市に移る事になり、その新しい庁舎が近くでき上がり、明治十七年九月十五日に、三島県令は大臣や参議を招待して、盛大に開庁式をするという情報を聞いた同志達は、事を起すのはこの時だとはかりに行動を起しはじめた。同志達はまず資金を得るために東京神田神保町の富豪の質屋に押入ったが失敗し、九月十二日には、政府高官を暗殺する爆弾を製造していた鯉沼が、その爆弾をつくっているうち、誤って爆発し、重傷を負って入院してしまった。これを知った警察では、すぐ調査をはじめたため、こんどの計画が明るみに出てしまった。そこで警察では同志達に嚴重な監視をはじめたので、同志の身辺が危くなり、思うような行動が取れなくなりました。このため栃木県庁の開庁式は延期となったので、一同はしばらく茨城県下館の「有為館」にひそむ事になった。

しかし一同は、いつまでこのまゝいても巡查に踏み込まれて捕まるばかりである、それよりはこちらから計画通り出ていく方がよいという事になり、爆弾百数十個と食料とを持って下館を出発、加波山頂にたどりついたのが九月二十三日、「一死報国」の旗を押し立てて陣を張った。加波山(海拔七〇九メートル)は茨城県の筑波山(海拔八七六メートル)のすぐ北にそびえている山で、その夜河野らは隊を組んで山を下り、町田警察分署を襲って、「自由ノ公敵タル専制政府ヲ顛覆シ、而シテ完全ナル自由立憲政府ヲ造立セント欲ス。」檄を飛ばして、天下同胞兄弟に告ぐという檄文を署の壁に張って山に引き上げた。この報が伝わると警察は、加波山を巡查で取囲んでしまった。山頂では檄文に応じて集ってくる人もいないし、長びけば食料も資金もなくなってしまうので、加波山にたてこもるのをやめて下山することにきまり、九月二十五日、闇にまぎれ、三組に分かれて山を下りた所で、巡查隊に会い、乱闘になった。同志らはつぎつぎに爆弾を投げつけ、巡查は刀を抜いてきりかかってきた。巡查隊はそのまま敗走、一行はときの声をあげたが、負傷者が出て、しかも爆弾をかついだ人夫が驚いて逃げてしまったので、宇都宮を襲うのは無理である、ということになり、十月二十五日に東京で再会し、その後のことを相談しようということになり、再会を期して一同は別れ別れになった(『三春町』)。しかし同志達はつぎつぎに警察に捕えられて、この計画はつぶれてしまったのが、加波山事件のあらましである。



長尾永次の生家

### 小針重雄

この加波山事件でとらえられた人達の内、死刑になった者六名。矢吹の小針重雄もその一人であった。小針は中畑新田の検断兼庄屋の旧家に生まれ、一七歳の時、医者を目指して東京に出たが、勉強のかたわら政治に関心を持ち、自由党の本部「寧静館」に出入りするようになった。ちょうど福島事件で民権家の大部分が逮捕されたのを見て、若い血が燃えあがり、小針は医学校をやめて矢吹に帰り、多くの政治家と会って政治運動に入った。とくに三春の河野広麻や会津の闘士と親しかったようである。矢吹では小針と親しかった長尾永次も、この事件に登場してくる。ここで加波山事件の時、矢吹でどんな事があったかを、事件後取調べを受けた小針や長尾の調書などからたどってみたい。

(1) 大正十七年一月二十七、八日ごろ、矢吹の筑前屋の蔵屋敷で、三浦文次・原利八（共に会津）・小針重雄と長尾永次の四人が集まり、爆烈弾を製造する薬品を買う資金を集める話などをした。

(2) 六月十六、七日頃小針の家に三浦文次が来て一泊し、小針は三浦に同道して会津に行き、七月八日ごろ帰って来た。

(3) 八月十六日、長尾は矢吹より川辺へ行く途中、矢吹の裏の原野で小針と原利八から、大臣・参議を暗殺する計画のあることを聞いた。

(4) 同じ八月、小針は千五沢で爆烈弾の実験を終えた鯉沼・河野の兩人に、白河の旅館うなぎ屋に呼ばれて話をきき、再会を約して別れる。

(5) 同じ九月五日、長尾は小針の熱心なすすめで、自由党員の集まる東京の「有一館」という塾に入るため、川辺の須藤兼松と二人で上京している。長尾は「有一館」に二日ただけで帰り、九月十八日、栃木県壬生村の福本屋にとまっているところを捕えられて取調べを受けた。

(6) 明治十七年九月七日、小針はいよいよ決行するため矢吹を出発した。そして栃木県の壬生<sup>みぎ</sup>、小山の角屋で同志と会っていた。九月十六日には川辺の須藤・小針・長尾の三人が角屋で酒をくみかわし、六九銭の金がなくて鯉沼九八郎の父から借りて払った(『福島事件』『福島』  
『民権家列伝』より)。

加波山を下りてから同志達はずきつきに捕えられたが、小針重雄も十月五日、浜松で捕えられた。その後小針は東京輕罪裁判所で取調べを受けていたが、明治十九年七月三日、東京重罪裁判所で判決があり、横山信六(二三歳 会津)・三浦文次(三〇歳)・小針重雄(二二歳)・琴田岩松(二四歳 三春)の四名に死刑の言い渡しがあった。横山は九月三日に獄死したが、琴田・三浦・小針は東京で死刑が執行された。

小針は刑がきまつてから、獄中から父小針鎮平に、つぎのような手紙を書いている。

(前略) 児生れて二十三年、撫育の恩を蒙り、未だ万一にも報ひ奉るに及ばず。尚又今般の事件に立至り益々高慮を勞し奉り候得共、到底高恩の万一に報ずるを得ず、今日從容刑に就くの場合に相成、不幸の罪謝するに辞なし。仰ぎ願くは更に高大の御慈悲を垂れ玉へ。先死の不幸御寛宥有らんことを。(後略)  
そして、

幾嘗辛楚事難成 空止憤魂江府城

一片丹心有天識 蹉然不顧世間名

長い間つらい思いをして事をなしたとげようとしたが、途中でむなしく終り、まことに残念でならない。私の真心は天だけは知ってくれるだろうから、私は世間の人達から、どんなに悪口を言われても、何とも思わない。の詩を残し、二二歳の若さで刑場の露と消えた。

十月八日、遺族や旧自由黨員二〇余名が東京浅草福井町の小針鎮平宅で、ひとのか一七日の祭事を取りおこなったが、この時和田半狂・池沢万寿吉の兩人が、横山・三浦・小針・琴田四柱の霊前に、「四士ノ憤靈ヲ慰ムルノ表」の祭文をささげている。



小針重雄瘞髮之碑 (矢吹新町 小針宅)



谷中墓地墓碑 (東京谷中)

「(前略) 是秋ニ当リ世ノ毀譽ヲ顧リミス人ノ褒貶ヲ省ミス勇往挺身袂ヲ投シテ難ヲ担フ者是レ真ニ自由ノ犠牲ナリト云ハサルヲ復ス(後略)」(和田半狂)

「(前略) 君等夙ニ天下休戚ノ大任ヲ負ヒ奮然上毛ノ間ニ興起シ其最モ衆ヲ可カラサルノ父母ヲ棄テ其忘ルヘカラサルノ家ヲ忘レ身ヲ國家ノ犠牲ニ投シ東奔西走広ク天下ノ有志ト交接シ以テ國家ノ是非ヲ論義シ以テ至上ヲ富嶽ノ泰キニ措カント致シ(中略) 嗚呼古ヨリ憂國ノ志ヲ勞シ忠ヲ竭シ力ヲ尽シ而シ反テ罪戾ヲ招ク其例実ニ枚舉スルニ遑アラサルナリ(中略) 君等ガ事ヲ上毛加波山ニ舉グルヤ天下慨然トシテ振動シ神人共ニ感激ス豈啻ニ我党ノ柱石ノミナランヤ実ニ國家ノ忠臣ト為ス(中略) 君等幸ニ閩門ノ忠義百世ノ光華タルノ日ヲ待チ而シテ後冥セヨ君等夫レ愛ニ死スヘシト雖トモ君等ノ正靈ハ國家ノ自由ト共ニ悠々死スルノ時ナカルベシ(後略) (池沢万寿吉) (『加波山事件』(関係資料集))

父鎮平は重雄の死刑が執行されると聞いて上京し、遺骸を引き取って谷中墓地に葬り、(三浦・琴田らと共に)遺髪を持ち帰って屋敷内に埋め、「小針重雄君瘞髮之碑」を建てた(『加波山事件始末記』)。

長尾水次は何事もなく釈放され、まもなく東北本線が開通すると、鉄道員となり、大正十一年、胃かいようでなくなっている。(五五歳)このように自由民権運動に身を捧げた小針重雄のはたらきが、やがては国会開設へとつながったが、尊い若い命を投げ出して国事に奔走したその功績を忘れる事ができない。

(石井 亘)

## 四 町村制施行と矢吹の村々

## (一) 市制町村制

## 「市制町村制」の公布

憲法制定にさきだち、政府はそれに対応する諸制度の整備を積極的にすすめ、古くからの村落共同体を行政村にかえ、市制町村制の下地をつくっていった。

明治二十一年（一八八八）の「市制町村制」公布と明治二十三年の「府県制郡制」公布によって、地方自治制の原型が成立したとみられている。この制度はその後整備され部分的に修正されながら、基本的理念は第二次大戦終了後の昭和二十二年（一九四七）の地方自治法公布まで続くことになる。

市制町村制は、市制に関する部分と町村制に関する部分とからなっている。市制は七章一三三カ条、町村制は八章一三九カ条で一つのまとまった法律として四月十七日に公布された。

市町村の区域について、市制町村制施行以前に全国的な大規模な町村合併をおこなない、合併された区域をもって市町村の区域とし、市街地で郡の区域に属さない区域に市制を施行し、他を町村とした。市町村は法律上一個人と同じく権利義務を有する自治体として設置された。

市町村に居住する者を住民と公民に分け、公民だけが市町村政に参加する権利を有し、また市町村の公職に選挙される権利を有するものとした。公民の資格は、一年以上市町村の住民で市町村税を負担し、地租および直接国税二円以上を納入する、満二五歳以上の公権を有する一戸を構える男子であることとした。

市町村会議員の選挙については、町村会の定員は人口一、五〇〇人未満は議員八名、人口一、五〇〇人から五、〇〇〇人未満は議員一二名、人口五、〇〇〇人から一万人未満は議員一八名、人口一万人から二万人未満は議員二四名、人口二

万人以上は議員三〇名とし、町村条例をもって特に増減することとした。市會議員の定員も人口比例定数とした。選挙は等級制として、市では三級選挙制、町村では二級選挙制とし、選挙人全部の納める町村税を二分して最多額納税者の属する群を一級選挙人とし、下位に属する群を二級選挙人とし、選挙人が一級、二級ごとに議員定員の二分の一を選挙することとした。議員は名誉職で任期は六年、三年ごとに半数を改選し、投票は単記無記名とした。

市町村会の職務権限については、市町村に関する一切の事件および政府より委任される事件を議決するほかに、市町村条例を設ける。市町村吏員を選挙する権限、市町村の事務に関する報告を請求し事務の管理、議決の施行、市町村費の収入支出の正否を監査する権限、市町村の公益に関する事件につき意見書を監督官庁に提出する権限などを有するものとした。町村会の議長は町村長とし、町村長に故障あるときは助役とする、町村会は必要あるごとに議長が招集し、議決は多数決とする。会議の終りに議事録を朗読して議長・議員二名以上が署名し、議決は議事録をもって報告するものとした。その議事録の写しはその都度部長に送付（のち県知事）することになっていた。

#### 市町村のし くみと財政

市町村のしくみは、市と町村で異なり、市の執行機関は市参事会で、町村の執行機関は町村長である。町村には町村長・助役・収入役を各一名・書記数名を置き、助役以下の定員は町村条例をもって増加することができるものとした。町村長・助役は町村会において町村公民の三〇歳以上の選挙権を有する者から選挙し、任期は四年、名誉職を原則とし無給であるが町村の事情により有給とすることができ、府県知事の認可を得るものとした。収入役は町村長の推せんにより町村会が選任する有給吏員で、任期は四年、郡長の認可を得るものとする。書記は町村長の推せんにより町村会が選任する有給吏員で、ほかに必要により雇・給仕などを置いた。有給吏員の給料は町村会の議決をもって定めるものとされた。

市町村の経費は財産収入等に財源を求め、不足の時は市町村税を課することとされた。したがって市町村は、不動産・積立金穀等を基本財産として維持する義務を負わされている。しかし実際には財源の大部分を市町村税にたよらざるをえなかった。

市町村税には、国税・府県税に附加し一率の税率で徴収する附加税と、市町村が特別に直接・間接に徴収する特別税の二種があり、この税額・税率がどう決定するかが住民の最大の関心事であった。住民の税額については一人一人一覽表にして歳入予算とともに町村会に提出され議決されるしくみになっていた。

財政は市町村会の議決・認定を得るものとされ、予算書により執行された。これら市町村の行政の監督は、郡長・府県知事・内務大臣が監督し、府県知事は市町村吏員に懲戒処分をおこなう権限をもっていた。また内務大臣は市町村会を解散させることができるものとし、市町村会の議決のうち法律で定める事項については、監督官庁の許可を要するとされた。

### 町村合併 のうごき

市制町村制の施行は、従来の町村の合併を前提とした。それは市町村が国政事務を処理する財政能力をもつことが必要条件とされた。福島県は、市制町村制が公布された明治二十一年（一八八八）四月二十五日から間もない五月二十五日に郡長を召集し、町村合併は二十一年十二月までに確定したいので、それに必要な調査をおこなうように訓令した。同年六月十九日福島県は、町村合併の基準・旧町村財産の処分・町村議員の選挙手続・町村吏員の選挙手続・町村役場の位置指定などに関する内務大臣の訓令を郡長に下付した。さらに七月三十一日町村合併について郡長の見込みを取り調べ、町村吏員にはかかったうえで九月十五日まで県に内申するよう訓令した。

これらの訓令にもとづき、西白河郡役所は合村下調をおこない、九月十八日町村分合調書を郡長から県知事折田平内に進達した。それによると次のような分合案であった（『矢吹町史』<sup>3</sup>巻）。

中畑村<sup>ナカハタ</sup> 松倉村・中畑村・大畑村・堤村・中野目村・神田村・明新村 以上七カ村  
 矢吹村<sup>ヤブキ</sup> 三城目村・須乗村・矢吹村・中畑新田村 以上四カ村  
 新城村<sup>シンジウ</sup> 大和久村・踏瀬村・下新城村・中新城村・上新城村・町屋村・増見村・豊地村ノ内飯土用坪 以上八カ村

この内申を基礎として県の合併草案がつくられ、十月十三日郡長に下付して各町村の議員などを集め、町村合併の主意

を説明して合併草案を諮問し、十一月三十日までの上申するよう訓令した。

これに対し各村は村会議員などを中心に論議がおこなわれたらしく、二転三転し各村からの答申が出されている（『矢吹』<sup>3</sup>巻資料編Ⅱ 5170、71）。それらを一覧すると次のとおりである。

第6表 各村の合併答申

答申村名	中畑村・松倉村・大畑村	中畑村・松倉村・大畑村	矢吹村
合併答申	中畑・大畑・堤・神田・中野目・松倉	中畑・大畑・松倉	矢吹・中畑新田・大和久・三城目・須乗
答申月日	十一月十五日	十一月二十二日	十一月十四日
答申村名	中畑新田村	三城目村・須乗村	神田村・中野目村・堤村・明新村
合併答申	矢吹・中畑・中畑新田・大和久・大畑	神田・中野目・明新・堤・三城目・須乗	神田・中野目・堤・明新・三城目・須乗
答申月日	十一月十四日	十一月十四日	十一月十五日
答申村名	大和久村	矢吹村	中畑新田村
合併答申	矢吹・中畑新田・大和久	矢吹・中畑新田・大和久	矢吹・中畑新田・大和久
答申月日	十一月十三日	十一月二十二日	十一月二十三日

## (二) 新しい村の誕生

## 新村の成立

明治二十一年十二月七日西白河郡長は意見の調整を終え、合併新村調を県に進達し（『矢吹町史』<sup>3</sup>巻、<sup>3</sup>資料編Ⅱ 5173）、二十二年二月に最終的な県の町村合併案が確定した。市制町村制は府県知事の具申により、市制は内

第7表 合併村の規模

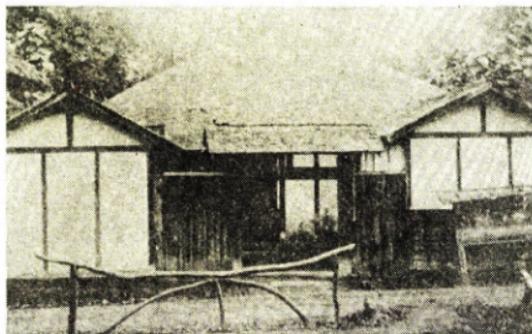
新町村名	旧町村名	土地	人口	戸数	諸 税		
					国 税	地 方 税	町 村 費
中畑村	計	二〇四・一〇九	一・五四七	二八	三六九・六四九	一〇六・八八九	六七・六六七
	三城目	二〇四・二七	九二	一四	三六八・〇六	六七・〇〇三	四七・八六一
	須乗	三〇七・三二	三三	三	一五八・四二五	二二・九五	七九・八六一
三神村	計	一四一・四〇〇	一・三三	一〇	一八九・〇〇六	一七・七五七	七五・九四四
	神田	一七九・三〇	一五	三	一八〇・七三	一七・七五七	七五・九四四
	中野目	一四一・四〇〇	一三	三	一八九・〇〇六	一七・七五七	七五・九四四
矢吹村	計	一五八・四〇〇	一・四七	一〇	二四一・四〇六	一〇六・八八九	六七・六六七
	矢吹	一五八・四〇〇	一・四七	一〇	二四一・四〇六	一〇六・八八九	六七・六六七
	大和久	四三六・三二	三三	五	四六九・三三四	一九・九六六	一三三・八七七

中畑村・三神村・矢吹村の村名も確定した。中畑村は三村の中心である中畑村の村名をとったが、当時の文書には、「なかはたけ」村とルビが付されている。三神村は合併の経過の中で盟治村と撰定したい希望が出されていたが、穏当でないということで認可ならず、大村の三城目の三と中央で役場所在地になる神田村の神をとって三神村とした。矢吹村

務大臣が指定する地に、町村制は内務大臣の指揮をもって、各府県ごとに明治二十二年四月一日に施行した。福島県は政府の認可を得て明治二十二年三月二十五日付で「明治十一年七月第十七号布告郡区町村編制法に依り本県町村区域名称左の通り相定め来る四月一日より施行す」(『資料編』5・733、および「本年四月一日より本県町村制を施行す」(『矢吹町史』74)と県下に布達した。

こうしてつぎの新しい村々が、旧村を合併して誕生する。

中畑村 松倉村・中畑村・大畑村  
 三神村 三城目村・須乗村・神田村・堤村・中野目村・明新村  
 矢吹村 矢吹村・中畑新田村・大和久村  
 広戸村 柿之内村・高林村・飯豊村・白子村・小川村



旧中畑村役場跡（本村）



旧三神村役場跡（神田）

は大村の矢吹村を称した。新しい村々の規模は第7表のとおりである。

明治二十二年四月「町村庁の名称を町村役場と称す」という県達（『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ5177）が出された。中畑村役場は中畑本村（陣屋跡地の一角）に、三神村役場は神田の藤井金十郎方を借家して九月十二日に開設した。矢吹村役場は東側四九番地小林盛房方を借家し開庁した。

この新村成立後旧村名称を大字として残すことにし、以来昭和五十四年まで使用することになる。村役場処務規程は村長が作成し郡長が認可する規定になっていたが、県は町村役場処務規程標準（『矢吹町史』3巻 資料編Ⅱ5182）を示し、各村はこの規程により施行した。また村政に必要な規則は、村会の議決を得て村条例として制定した。

村役場の吏員は村長・助役・収入役・書記・使丁からなり、村会の選挙によって選ぶことに規定されていた（町村制第三章第一款）。これにより各村は役場吏員を選挙した。村長・助役は任期が四年で、満三〇歳以上の者で選挙権を有する者の中から選挙し、名誉職であることを原則とするが、場合によっては有給であった。当選者は知事の認可を得ることになっていた。

各村とも二十二年六月ごろの村会でそれぞれの選任をおこなっている模様であるが、当初議会の議事録が残されていないので、そのようすは不明である。同年九月刊行の『福島県



三神村初代村長  
矢部 相蔵



中畑村初代村長  
遠藤七兵衛



矢吹村初代村長  
緑川三治郎(重世)

三神村

七	六	五	四	三	二	一			
岡崎	蛭田	遠藤	遠藤	井戸沼	岡崎	遠藤	氏名		
金太郎	倉之助	登一郎	重三郎	敬太郎	長次郎	七兵衛			
大	明	明	明	明	明	明	任期		
二	二	一	二	三	三	三			
一	二	三	二	一	九	八			
岡崎	小針	蛭田	青木	岡崎	加藤	高久	氏名		
長一郎	弥太郎	三之丞	運六郎	長一郎	延成	健造			
昭	昭	昭	昭	昭	大	大	任期		
三	三	五	七	六	二	七			
六	六	三	二	一	〇	九			

中畑村

(昭和二年四月地方自治法施行前まで)

第8表 明治三十二年市町村制施行後の歴代町村長

次に、明治三十二年市町村制施行後の歴代町村長名をあげる。

管内職員録』(『矢吹町史』3巻)によれば、中畑村は村長名菅遠藤七兵衛・助役名菅小針東五郎、三神村は村長空白となっているが、翌年一月刊行の同書に有給矢部相蔵となっている。助役名菅鈴木利助、矢吹村は村長有給緑川三治郎(同年十一月八日重世と改名)・助役名菅小林繁吉となっている。さらに矢吹村では八月七日の村会で収入役に川口岩太郎を選任(八点で当選)、書記に長尾半次郎(十点で当選)が選ばれている。報酬は、村長の年給一〇〇円、助役年給七十二円、収入役月給六円、書記月給五円と決定した(『矢吹町史』3巻資料)。



認定すること、村税の賦課徴収方法を定めて一戸ごとその税額を検討する、村有財産の処分や質入を決める、村有財産の管理、村に関する訴訟を定めることなどを議決することで会期は一定でなく、必要があれば月に何回も召集された。

三神村役場の移転

明治二十二年神田村に設置された三神村役場は、二十八年九月に三城目字上町一九番地（三城目五四番地）に移転している（『矢吹町史』3巻）。その理由については不明であるが、旧三城目村が村内では大村なので誘置されたのであろうか。その後明治三十七年と三十八年の二度にわたって位置変更認可がでているが、三城目村から移転はしなかった。

西白河郡会の発足

明治十二年一月郡役所が設置され、西白河郡役所が白河町に開設された（前述）。その後郡役所は県と市町村の中間的機関としてその役割をはたした。明治十四年二月西白河郡各町村連合会規則（『矢吹』3巻資料編II5-162）を制定し、町村議員からその代表をもって組織した。さらに町村制施行後の明治二十二年十一月に西白河一町拾八カ村組合設置規定をつくり、土木勸業教育衛生救助災害予防及び警備などに関して議決執行し、実質的な郡会の役割をはたしている（『矢吹町史』3巻資料編II5-194）。

第9表 矢吹の村々から選出された郡会議員

年月日	矢吹村	中畑村	三神村
明治三年二月	大野喜次郎	小針東五郎	円谷善助
〃 三年二月	大野喜次郎	岡崎長次郎	丹谷善助
〃 三年〇月	大野喜次郎	蛭田倉之助	丹内忠太郎
〃 四年〇月	酒井岩之助	高久慶吉	渡辺金蔵
〃 四年二月	矢吹平司	小針静雄	渡辺金蔵
大正四年〇月	大木代吉	小針静雄	酒井寅三郎
大正八年二月	大木代吉	小針静雄	酒井寅三郎

（大正十二年刊『福島県西白河郡会史』抜粋）

明治三十年十一月西白河郡会議事規則がつけられ、従前の町村組合を引継ぐかたちで発足した。議員は白河町四名、西郷村二名、他村は各一名で各町村を選挙区とし、二四名の議員をもって構成した（『矢吹町史』3巻資料編II5-195）。

同年十一月二十日白河町関川寺で第一回臨時郡会が開催されている。この郡会は大正十二年三月二十六日第二〇回臨時郡会まで、二十七年間四六回の通常および臨時郡会が開催されている。その内容は『西白河郡会史』にくわしい。なお矢吹の村々から選出された郡会議員は第9表のとおりである。



明治36年 矢吹町初代  
町長 大谷知房

## 矢吹村の 町制施行

矢吹村・大和久村・中畑新田村の三村が合併して、明治二十二年四月一日成立した矢吹村は、明治三十五年（一八〇二）十二月二十六日福島県告示第六一五号により矢吹町となり町制が施行された。

矢吹村として発足以前から、この地が近隣の中心地として栄え、宿場町として商業が盛んで、さらに鉄道の開通により矢吹駅が設置され、国道、県道とともに交通路が周辺にのび、近隣の人々が集まるようになった。戸長役場、警察署・郵便局・登記所・銀行などが並び、さらに御猟場の設置などにより人々の往来もふえ、西白河郡の北部の中心地となっていた。

矢吹村は明治三十五年六月二十七日村会において、町と改称することを提案し議決した（『矢吹町史』3巻。九月十五日県より村会に対し諮問がなされ、九月二十三日村会は答申書を提出し、「矢吹村を町と為すことは時世の然らしむる所に於て今や其ノ機運に際会したるものと認め本村は之れを歓迎する所なりとす」と述べている（『矢吹町史』3巻。資料編Ⅱ5188）。こうして十二月二十六日付で待望の町制が施行されることになった。

矢吹町では町制施行の祝賀会を考えたが、明治三十五年の凶作のため期日を延期していた。明治三十六年十一月三日の天長節を期して矢吹町祝典会を挙行了。当日は午後一時二〇分開式、町長の開会の詞、町制祝賀の唱歌、来賓、会員の祝詞、町長の答辞で閉式。引き続き祝宴に移ったが、当日矢吹は町をあげてのお祝いで、昼となく夜となく花火があがり、山車<sup>（山車）</sup>が町をねり歩いて非常に賑やかであった。

中でも第一区の青年同盟会が出した山車はすばらしかった。山車には自分達が工夫して造り上げた大力土横綱をかざり、「矢吹町」という名をつけ、六尺四方の形に「祝」という字の形をつくって、その横綱に差し上げた。そして緋のラシヤ揃いの服に肩章をつけた少年音楽隊が、山車の頂上にあがって奏楽した。また第一区の家々には軒先に造花を飾り、種々の小旗を掲げてお祝いをした。



明治元年 矢吹村免定之事 (本町 熊田俊一藏)

村長から初代町長となった大谷知房は、町会の議決を得て三十七年四月に町名改称に功勞があったとして議員小針鎮平に木杯を贈呈し、感謝状を送っている。

西白河郡内で白河町と並んで町となった矢吹は、それからしばらくの間県南の中心都市として繁榮することになる。

(藤田 正雄)

## 五 租税制度の変遷

### (一) 明治初年の税制

明治政府になってからも、租税は旧幕藩時代の租税制度を継承し、旧来どおりの年貢

割付状(○御年貢可納割附之事○貢税可納割附之事)と皆済目録(○御年貢皆済目録・○租税皆済目録)を村々に下付した。

明治二年(一八六九)八月十八日白河民政局より白河県が成立すると、十月に管下の検見のため巡回しているがその方法は従前のおりであった(『矢吹町史』3巻)。明治元年・二年は戊辰

の戦と凶作のため作柄が悪く、ことに二年は天候が不順で七月十三日の大雨洪水の被害などもあり、石川郡浅川町組四八カ村庄屋は連印して減免の歎願書を出している(『矢吹町史』3巻)。ま